

<p>森田議長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達していますので、これより令和6年第2回木津川市精華町環境施設組合議会の定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>令和6年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>議員の皆様をはじめ、管理者及び関係職員におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、出席を賜りまして大変ご苦労さまです。</p> <p>本格的な冬を控え、今後も新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染拡大が懸念される時期となりました。管理者以下職員の皆様方におかれましては、引き続き日々の体調管理に努め、安全で安定した環境の森センター・きづがわの運転管理を継続していただきますとともに、議員の皆様におかれましても、それぞれの議会も控えている中、ご留意をいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>さて、本日は、3人による一般質問並びに提案されている議案は、令和5年度補正予算（第1号）に係る専決処分の承認、令和5年度歳入歳出決算の認定、職員定数条例の一部改正、会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正の5件でございます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染症の観点からも、長時間にならないようスムーズな議会運営にて慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>皆様、改めまして、おはようございます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、令和6年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かとご多用にも関わりませずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>本年度の環境の森センター・きづがわの運転管理に関しましては、例年同様、年2回、2炉とも運転を停止し、大規模な定期点検を行うこととしておりまして、今年度2度目の定期点検を12月28日から来年の1月26日までの間に実施をする予定でございます。これら大規模な定期点検に加え、日常点検はもとより、年次計画に基づく1炉ごとの点検などにつきましても計画的に実施することで、安定した施設の稼働を引き続き確保をしております。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>また、施設からの排ガス等につきましても、日々計測している連続測定や調査会社に委託をしております法定の測定につきまして、法令の基準値はもとより、独自に定めている管理目標値を満足する結果となっているところでございます。引き続き施設の適切な維持管理に努め、安定した焼却処理に取り組んでまいります。</p> <p>次に、去る8月8日に発見いたしました排水施設崩落への対応についてであります。現在は応急対応を完了し、本復旧工事の可能な限りの早期完了を目指し、設計業務を進めている状況でありまして、引き続き必要とする手続や工期などを見極めまして、今後のスケジュールや予算措置などを決定してまいりたいと考えております。</p> <p>さて、本日ご提案させていただく事案につきましては、令和5年度補正予算（第1号）に係る専決処分の承認、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定、職員定数条例の一部改正、職員の給与に関する条例の一部改正及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正の承認1件、認定1件、議案3件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上、現状の報告などを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番、佐々木雅彦議員と1番、谷口英子議員を指名いたします。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本日の定例会の会期は、本日11月18日の1日間としたいと思います。これに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日の1日間に決定をいたしました。</p> <p>日程第3「諸般の報告」を行います。</p> <p>研修報告を行います。</p> <p>7月24日に実施いたしました視察研修報告について、お手元に配付させていただいております。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>以上で研修報告を終わります。</p> <p>日程第4「一般質問」を行います。 一般質問をされる方は3名です。発言時間は答弁を含め30分までといたします。 それでは、1番、佐々木雅彦議員、お願いいたします。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>それでは、一般質問をさせていただきます。</p> <p>連続シリーズになってはいますが、前回からの今日まで、到達状況も含めて主に確認をさせていただきます。</p> <p>質問事項は、法令順守を基本とする対応方針の問題です。</p> <p>1として、前回質問からの進捗に関してです。</p> <p>(1)は、例規に従わない慣例的な事務処理の改善策及び情報共有基準の検討作業に関して、以下の点を伺います。</p> <p>①は、例規と関連を合致させる検証作業の結論をお伺いします。</p> <p>②は、議会との情報共有、市民との情報共有の基準について、これはまた整理をするという答弁でしたが、最終的な結論について伺います。</p> <p>(2)に関しては、ごみ減量化への主体性の問題であります。</p> <p>これまでの答弁の柱は2つあります。1つは、減量化の主体は組合ではなく構成市町だという見解が表明をされています。ですから、組合は構成市町から出されたものを黙々と処理することが本来任務であるという認識が示されているわけです。2つは、構成市町の担当者と定期的に協議をしているということです。しかし、この2者については若干矛盾をするのではないかとありますが、今申し上げたような前回答弁を維持するかどうかについて伺いたいと思います。</p> <p>(3)は、議会と相談すべきことの事務執行の整理状況と実勢を伺いたいと思っています。</p> <p>大きな2番については、前回答弁の段階を踏むという答弁がございました。段階を踏むということは少なくとも複数の段階が想定されているわけですね。でなかったらいきなり結論だったら段階はありませんから。ですので、各段階における、つまり第1段階ではどういう目標と手法を講じるのか、そしてその到達点についてどこまで到達しているのかについて伺いたいと思います。</p> <p>大きな3番は、独立性が求められる機関の法的位置づけの問題であります。この間、議会事務局や監査事務局については、条例上と人的な面、両面での独立性の確立を求めてきたわけでございますが、管理者としては、この間、それは条例化しないということを決定されたというふうにお聞きをしています。その根拠と理由を伺いたいと思います。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>

<p>森田議長</p>	<p>答弁お願いいたします。 管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>佐々木議員のご質問にお答えをいたします。 1点目の1つ目の①についてであります。 これまでの一般質問などを通じ、ご指摘をいただきました内容も含め、適宜見直しや整理を進めております。特に議会におかれましては、傍聴規則や会議録の取扱いなどについて整理を進められ、私どもといたしましては、ホームページの充実や今般、職員定数条例の一部改正のご提案に至ったところでございます。引き続き相楽郡西部塵埃処理組合時代から引き継がれてきた実務等も踏まえ、適正かつ必要に応じた課題整理に努めてまいるところでございます。</p> <p>1点目の1つ目の②について、各種の情報共有の手段といたしましては、特にホームページが一つの手段となると考えておりますが、これまでの一般質問においてもご答弁申し上げましたとおり、基準の明文化等の整理というのではなく、個別の判断としていただいております。なお、ホームページの掲載内容等につきましては、引き続き充実に努めてまいります。</p> <p>1点目の2つ目について、令和6年第1回定例会におきまして同様のご質問をいただいた際、本組合が共同処理する事務は、組合規約第3条の規定に基づく一般廃棄物の処理施設の設置、管理及び運営に関する事務でございます。したがって、本施設といたしましては、構成市町の施策等により適正に排出された量のごみを効率的で安全かつ安定的に処理するとともに、適切な維持管理による施設の性能保持や経費節減等に努めることが我々の担う役割であると考えております。そして、それらの維持管理状況等を構成市町と適宜実施する会議等において、情報の共有をしながら相互に協力する中で、例えばごみ減量等に関する施策については、構成市町が主体となり推進いただくものということで考えておりますと、ご質問の際にご答弁を申し上げたところございまして、何ら矛盾するものではないということと考えております。</p> <p>1点目の3つ目について、これまで議会ともご相談させていただきながらといった趣旨でご答弁を申し上げましたことにつきまして、例えばホームページの更新や決算審議における参考資料の提出など、改善や整理に努めてきたところでございます。引き続き議会の皆様方のご意見なども頂戴しながら、整理に努めていきたいと考えております。</p> <p>2点目について、課題などを整理していくに当たり、段階を踏む場合は、まずは方針を定め、目標や手法などを決定し、一定期間の試行等を重ねながらより適切な到達点を判断していくものだと、そのように考えております。その一定期間の試行等において得られた結果により目標や手法に変更が生じる可能性もあり、それらを踏まえ、より適切な到達点を見いだしていくことが求められているものと考えております。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>ます。令和6年第1回定例会で段階を踏みながら整理してまいりたいとご答弁させていただきました部分につきましては、これまでの佐々木議員からの一般質問にてご指摘等をいただいている内容につきまして、現時点で全てが具体的な形になっていないということからのご質問と考えておりました、現状で方針等が未定な部分における、それを将来的な内容も含めそのようにご答弁申し上げたところでございます、今もその状況に変わりはありません。</p> <p>3点目について、本日、この後にご提案申し上げる議案に関わる内容になるかもしれませんが、議会事務、監査委員事務及び公平委員会事務に携わる職員は、管理者の事務部局の職員が兼ねることとしたいと、そのように考えております。</p> <p>根拠といたしましては、昭和41年の行政実例において、長以外の執行機関の補助職相互の間の兼職や議会の事務局の職と長以外の執行機関の補助職との間の兼職の運用については、地方公共団体の自主的な判断に委ねられているものと解し、これらの場合においても、当該職員の職務執行に著しい支障がないと認められる場合等には、地方自治法第180条3に規定されている手続に準じて兼職あるいは事務従事させることは差し支えないものとする、そのように示されているところでございます。</p> <p>その上で、今回の理由といたしましては、地方自治法第2条第15項の規定にある地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めることも踏まえ、昨年4月に職員体制の見直しを行い、業務全般の状況等を見極めつつ、現在の職員体制で当該事務の遂行が可能と判断したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、再質問ありますか。 どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>幾つか質問しますが、いわゆる去年の第2回定例会、11月29日ですけれども、この段階では次年度課題整理を進めると答弁をされています。次年度というのは今年度ですよ、そこから言うと。今年度も半年以上経過をしているんですが、現状では特に進んでいないような答弁ではございました。去年から1年たった状況で、例規と慣例を合致させる検証というのは全く進んでいないのか、進んでいるのであればどの点が残っているのかについてお伺いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局、答弁をお願いします。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問にご答弁申し上げます。今ご質問ありましたように、全く何も進んでいないのかという部分</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>につきましては、先ほど管理者のほうからご答弁も申し上げましたとおり、このたび例えば事務職員の関係、これにつきましては昨年度の段階で検討を進めまして、今年度において方針と方向性を固めたということで、この議会にてご提案をする予定でご説明をさせていただいたものかと思っております。</p> <p>そのほかの例規の確認という部分につきましては、今現状、前身の相楽郡西部塵埃処理組合時代から実務を引き継いできて、その実務を進める中、大きく問題があった部分あるいは議会のほうからご指摘を受けた内容、傍聴規則でありますとか、議事録の関係、こういったものにつきましては整理が進んだというふうに考えておりますので、現状、そのような形で動きのほうは執り行っておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今さっきお聞きしたのは、残っている課題は何ですかとお聞きしているんです。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>残っている課題はといいますか、これまで従来から、特に佐々木議員のこの場での一般質問にていろいろ指摘を受けてきたかと思えます。その中で例規において確実に乖離をしていると、これについては方針を決めていこうという部分については一定進んできているものと思っておりますので、特段、今、例規上の関係で問題があるという部分について、大きくこれがなければ前に進まないというような形で認識しているものは今のところないと考えております。</p> <p>ただし、全くそれが今に合っているのかどうかという検証は当然必要かと思っておりますので、これは引き続きそれらいろいろと確認をしながら、必要に応じて進めてまいりたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>よく分からないですけども、私が従来申し上げているのは、私の観点で申し上げているだけなんですよ。私も神様じゃないので、専門</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>家でもないので、もちろん漏れ落とすことがあるわけですよ。ですから、一般質問で取り上げた問題はあくまでもきっかけであって、そのきっかけでいわゆる全面的に実態と例規の関係でずれていたものがあるのかなのかというのをまずピックアップをするという作業がありますよね、この作業をやるためには。要するに洗い出しをするという作業なんですね。その洗い出し、その項目個々について、じゃ、これはずれているけれども、どういう手法で一致させるのか。つまり例規に合わせるのか、実態に合わせるのかという方法も含めて、どういう方法で実態に合わせるのかという話がまずあって、それを検討してどっちに合わせようかというのを決めてどちらかを改正する、要するに修正するという話になるわけですよ。</p> <p>だから私が申し上げているのは、あくまでも一例というか例示をさせてもらっているだけなので、今の答弁だと、今のところは例規と慣例のずれているものはもうなくなったという理解でよろしいですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまの佐々木議員のご質問というか、ご趣旨については理解をするつもりでございます。その中で当然我々も例規に基づいて今様々な実務を進めております。この実務に関しましては、この間、例規のほうと齟齬があった部分、これが明らかに間違っているという部分については、順次、適宜訂正ができてきているものと考えております。</p> <p>ただこれについては言い訳ではないんですが、私どもが今持っておる例規、全て現状の実務に携わるものにつきましては、それぞれ確認しながら行ってきておりますので、検証しながら進めているというご答弁は申し上げますが、例規集に記載している全ての実務を例規集を全て読み上げて検証したかというところまでの細部までの調査、検討というのは、実際はそこまではできていないというところがございますので、これから我々が携わる実務に応じて例規をそれぞれ確認しながら行ってまいりますので、全て大丈夫かと言われるとまだ全て見直しができたとは言いきれないという部分かと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>これは昨日今日私が言い出した話ではないわけですよ。しかも最初の頃というか、2年ぐらい前かな、のやり取りでは、そのときの答弁というのは、明確な議事録を持っていないけれども、いわゆる西部塵埃の時代からのものを大事にしたいとおっしゃったんですよ。つまり例規と異なった運用をしていますが、それは前例でその実践をやって</p>

佐々木議員
つづき

きたんだからそれを大事にするんだという趣旨の発言をされているんですよね。多分前局長かもしれない、それは。だからそこはかなりこちらは懸念をするところなんです。明らかに例規と違っているのに前例踏襲しますと言いかたをされた、だからおかしいでしょうということを何度も言わせていただいているわけですよね。何遍も言いますが、例規が100%正しいと私も思っていないです。もし実態のほうに運用に合っていて、例規のほうを直したらいいケースがあるんだとしたらそれを直せばいいわけですから、どちらがまずいかというのは個々の検証をすればいいだけの話なんだけれども、今の話では全てという話はなかったということですから、これはほとんどの例規というのは恐らく1年間のサイクルの中で一回は関わるもんなんです。例えば監査の関係だとか、公平委員さんの関係だとかというの、大体1年に一遍以上何らかの作業がありますよね。事業があるわけですから、1年に一遍以上は見るはずなんです。今の運用でいいのかどうか。職員さんまたは現場の例えば監査委員だとか、公平委員さんだとかから、ちょっと今のやり方やりにくいよねという話があったら、それはその声を大事にしながらか検討したらいいわけですから、その点は、この間もう既に、1か月、2か月でできないというのは分かりますが、かなりの時間が経過をしているのにまだ全部が見直されていないという話になると違うなという気はしているところです。ちょっと指摘はしておきたいと思います。

(1)の②に関しても、前回は個別判断とおっしゃったんですね。個別判断というのは、まともなように聞こえるけれども、基準がないんです。個別判断の場合は判断する人の価値観なんです。判断基準は。じゃ、誰が判断するのかという話になってきて、要するにAさんの判断とBさんの判断が違うということがまず考えられる。また、同じAさんでも去年と今年の判断が違うということも考えられるわけですよ。ですから、個別判断という言い方は極めてまずい、要するに王様の時代ですよ、個別判断というのは。そのときの王様が決定したらそれが全てだということになってしまうので、それは公共団体としては違うでしょうということを繰り返し申し上げているわけですよ。もちろん時代の変遷に伴って判断基準が変わることはありますよ。それはあるけれども、少なくとも誰が判断しても大体の範疇に収まるような結果が、それが判断基準なんです。その判断基準はつくらないというふうにも何度もおっしゃっているわけですよ。もうこれ以上申し上げませんが、それは問題です。判断基準がないということはどうでもなるということなんです。どうでもなる。極めて問題があるということは指摘しておきたいと思います。もうこの件は多分同じ答弁しか返ってこないと思うので、お聞きをしません。

(2)に関してですけれども、ごみ減量化の主体の問題、矛盾はないとおっしゃいました。確認しますが、だったらこちら側、要するに組合側から構成市町に対してこんなふうな取組をしてほしい。例えば、ごみ減量だとか、こんな取組をしてもらいたいということは言わないということですか。

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまの私どもと、それから構成市町、こちらとの主体性の関係という部分につきましては、こちらから何も申し上げないということはないかと思っております。といいますのは、我々はこの施設、この施設の管理運営を当然していくと。そこに関してはごみの焼却処理という部分もございまして、持ち込まれるごみに対しての例えばここに間違ったものを持ってこられた場合は、その方が当然間違っておられますけれども、ここで間違っていると。それが構成市町の例えば分別に係ることであれば、それはこちらから申し上げていくべきものになると考えております。</p> <p>ただ現状につきましては、ここは平成30年から稼働いたしまして、現状の構成市町の分別方針、これに基づいてここへ燃やすごみとして持ち込まれるもの、それから草木等についてはこの形で適正に処理ができますので、現状はこちらから申し上げるものは今のところはないと、そのようなものが実情というところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>ちょっとずれてます。一つ、要するにうちのルールにずれた形で出された場合、それはもちろん言うのは当然ですよ、これは。私が問うているのは、そうじゃなしに、うちの施設を維持管理もしくは長寿命化させるための今の木津川や精華のやり方では、ちょっとそこは反するよということが仮に起こった場合に、さっき申し上げたような観点から、こちらから木津川や精華に対してごみの政策を見直してもらえないかという政策的なことです、私が聞いているのは。ルールに反して持ち込まれたごみのことは問うていません、そんなことは。政策的な提言はするんですね、そしたら。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまの内容につきましては、すみません、ちょっと言葉が申し訳ない、勘違いであれば申し訳なかったんですが、私どもの施設を管理運営するに当たって課題という部分が出てきた場合は、私どものほうからご提案申し上げるものと思っております。ただ、今、現状についてはごみの施策、これは構成市町のほうで執り行われるものですので、その施策を立ち上げられる際に私どものほうに合致しているかと</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>いう確認はいたします。こういった場合は、構成市町が主体となって我々はその相談を受けるという立場かなと思っておりますので、こちらの施設を発信源とする内容につきましては、当然こちらから協議すべきものというふうに考えてございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>また後で決算のところでもやりますけれども、よく分からないのは、こちらに合致するかどうかという判断だとかおっしゃるけれども、今の時代それだけでいいのかどうかということが問われているわけですよ。気候温暖化とか、CO₂削減だとかということはごみ問題と密接に関係しているわけですね。にもかかわらず、合致をしていたら受け入れるということだけで済むのかどうかということを問うているわけですよ。だからこれはまた決算のほうで議論したいと思っておりますので、今はこの点で止まっておきたいと思っております。 (3)に関しては、もちろん従来に比べて比較的議会と相談をしていただいたことが多いとは思っています。そこは一定評価というか、認めたいと思っておりますので、これは引き続き十分コミュニケーションとかやり取りをしていただきたいというふうに思っています。 大きな2番ですけれども、段階を踏むでちょっと一般論的な話しかなかったんですが、管理者にお聞きしますけれども、これはいつまでに決着がつくんでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 実務の部分も関わりますので、私からご答弁を申し上げますが、これまでの答弁においていわゆる段階を踏むというご答弁も確かに管理者のほうからいただいたところでございます。いつまでにという部分につきましては、まず具体例でいいますと、先ほども申し上げたとおり、本日の議案としてご提案申し上げます内容の事務の体制の問題、これについては、一つ、我々のほうでも確定できたものと思っております。ですので、これは今、到達点が見えて議会へのご提案に至ったというところでございます。その他の部分につきましては、先ほど来申し上げますとおり、多種多様なご意見もいただいております、順次、我々のほうの見直し、整理をしているところでございますので、今日現在でいつまでにという話であれば、先ほど申し上げたとおり、本日ご提案申し上げますもの、これがまずは今日時点でご提案に至ったというところでございます。 以上でございます。</p>

森田議長	佐々木議員。
佐々木議員	<p>これは別にここの事務だけじゃなしに、私に関わってきたものも含めて基本的にいろんな取組、例えば仕事というか、やる場合というのは、一定それがなるかならないかは別にして、工程表、つまりスケジュールというのがあるんですよね。個々、この問題はいつ頃こういうことをする、この時期で案をつくる、この時期で例えば管理者と相談をする、この時期で議会と相談をして、議決が必要なものは議決をするといったような一定の工程表というのをつくるのが一般的にいろんな取組をやる場合の常識やと思っているんです。</p> <p>ところが、この議論をさせてもらっても、暫時・順次・適宜という時間軸でいまいち分からない言葉がしょっちゅう出てくるわけですよ。もう一遍言いますが、初めに決めたスケジュールだからそれがそのとおり行くかどうかというのは別問題、けれども、何らかの目標、スケジュールを持っておかなければそれは前に進まないんですよ、何事も。工程表というのはあるんですか。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>私どもは、この間といいますか、この近い間にはなりますが、この間にご指摘なりご意見等をいただいた内容について、長期な感覚で整理をしていかなければならないと考えておりましたのは本日ご提案申し上げる予定の体制の問題の課題でございました。これにつきましてはスケジュール感を持って昨年度検証して今年度、到達点を見つけないというような動きでやってまいりましたので、この年度半ば、11月のこの段階でご提案できたのは、私どもとしては工程どおりかと思っております。</p> <p>その他の内容につきましては、長期的なスパンというよりも、適宜判断をしながら、短期間でといいますか、そんなに長期な検討というものでもないようなこともあったかと思っておりますし、議会とご相談申し上げるべき点は、議会運営委員会を通じてご相談も申し上げてきて整理が進められてきたものと思っておりますので、今、ほかのことで工程表をもってというのは特に具体的に申し上げるものはございません。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	一般論の議論になっちゃうけれども、なぜ工程表がないんですか。

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>工程表を引く場合は、一定のスケジュールの中で、先ほど言いましたように一定の期間を持った中で整理をしていくと。いわゆる目標もある程度見えたものについては当然工程表を引いていくものと思っておりますが、例えば、一例で申し上げますと、ホームページの記事を見直すということであれば、見直すか見直さないかが結果でありましたらそれを整理すれば済むということですので、例えばそういう課題が見つかったときに速やかに行う、結果を見いだす、一旦そこで終わるというものもございますので、なぜ工程表がないのかと言われますと、先ほど言いましたように、長期間目標とすべきようなものは今のところはないのかなというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>ちょっと全然納得できないんですけれども、今おっしゃった話は一般論としてはそのとおりなんですよ。そのとおりなだけけれども、さっき申し上げたように、物によっては事務局段階で判断できるものもあれば、管理者に相談しなあかんものもあれば、議会と相談したものもあれば、議決が必要なものもあるわけです。だから物によってはもう既に、恐らく年間で定例会だとか、管理者会はほぼ決まっていますよね、大体いつ頃というのは。だからいつ頃までに対してどういう順番をするのかということをやっておかないと、もし何らかのチャンスを逃してしまったら、また何か月か後になっちゃうという話になるわけですから、だからそれはやっぱり、自分だけでできるんだったらいいんだけど、いろんな方との相談だとか手続を踏まなきゃならない関係で言えば、やっぱりそれはスケジュールというのは一定つくっておいて、それがあればこちらが対応もできるわけです。次回、1月中旬ぐらいに議運が予定されているけれども、じゃ、その前に何が出てくるのかというのが分かればこちらも検討のしようがあるし、準備する必要があるけれども、それが示されないと一体いつまでに何すればいいか分からないという状態になるわけですから、これはしっかりと工程表についてはつくっていただきたいということを申し上げておきたいですが、その点確認させてください。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	事務局長でございます。

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>おっしゃるとおり何事でもございますが、当然ゴール、到達点を決めて進めていくと。いわゆる行き当たりばったりのようなことは適切ではないというふうには認識をしておりますので、物事を進めていくに当たりましては、しっかりとそういったロードマップ、それから適宜タイミング、管理者会議でありますとか、議会、こういったものも見極めながら、しっかりと事務のほうでその枠の中で動けるようにまずは努めていきたいというふうに考えてございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>いいですか。 佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>分かりました。 やれるかどうか分かりませんが、できればそれを示していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。 以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>以上で佐々木議員の一般質問を終わります。 続きまして、2番、宮嶋良造議員、よろしく申し上げます。 宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>木津川市議会選出の宮嶋良造です。 構成市町でごみの減量と分別を推進することときづがわの森の課題はと題して管理者に問います。 稼働して7年がたったきづがわの森は、木津川市と精華町から搬入される家庭系及び事業系一般廃棄物を効率よく安定的に燃焼させることが目的です。その際、環境に配慮して有害物質を除去し、無害の排ガスにして放出しなければなりません。同時にごみ焼却による熱を利用してごみ発電を行い、熱エネルギーの有効利用を行っております。 この間、新型コロナによる新たな感染症によって人々の生活は大きく変わり、一時ごみ排出量も増えましたが、ようやく排出量も落ち着き始め、コロナ前に戻ったと言えます。しかし、構成市町、特に木津川市が目標とするごみ減量目標の達成が困難な状況にあります。さらにごみの減量と分別を進め、その上でこれからの当施設のあるべき姿、維持管理について問います。 1つ、構成市町の人口のピーク、何人と考えていますか。今以上に増えないのではないですか。ごみの減量の取組と合わせて、今後の搬入量はどのようにすると予測していますか。 2つ、本日、議長の許可を得て資料配付をしております。それを見ても事業系一般廃棄物の搬入量とその割合が増加をしております。事業者にもごみ減量を求めるべきではないですか。</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>3つ、2050年のカーボンニュートラル達成、温室効果ガスの削減に向けて廃プラスチック類、プラスチックごみは焼却しないと決め、焼却量を減らすべきではないですか。</p> <p>4つ、焼却処理するごみ量が減れば施設管理面でどのようなメリットと課題が考えられますか。</p> <p>5つ、木津川市と精華町の住民の協力なしに減量は進みません。住民に関心を持ってもらう施設見学の状況はどうか。見学者の状況、小学生、大人の別に人数、団体数などをご報告ください。これからも見学者を増やすためにどのように進めていきますか。今年3月に行った自由見学会を今年度も行ってはどうか。また、直接来られない人のためにホームページから施設の様子を学ぶ工夫をさらに進めるべきではないですか。動画なども取り入れてはどうか。</p> <p>以上、お答えください。</p>
<p>森田議長</p>	<p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>宮嶋議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目について、本施設を供用開始した平成30年9月以降における構成市町の人口推移につきましては、それぞれ公表されている集計値によりますと、木津川市が令和4年12月末現在の8万109人、精華町が平成31年1月1日現在の3万7,466人が最多で、現在は共に減少傾向となっております。</p> <p>なお、構成市町の合計値で申し上げますと、令和4年10月の11万6,926人が最大の数値となっております。</p> <p>また、ごみの搬入量の推移につきましては、本施設での各年度の集計値において、家庭系可燃ごみは令和3年度の1万7,364.19トンが最多で、その後減少傾向に、また、事業系可燃ごみは年々増加傾向で、令和5年度の6,840.1トンが最多となっております。</p> <p>なお、家庭系及び事業系可燃ごみの合計値で申し上げますと、令和4年度の2万3,748.53トンが最大の数値で、令和5年度は減少となっております。</p> <p>そのような状況を踏まえ、まずは今後数年先の見通しではありますが、ごみの搬入量につきましては、最近で申し上げますとコロナ禍のような特筆した事象等が発生しなければ、家庭系可燃ごみはごみ減量の取組効果や人口減少を背景とした減少傾向になり、また、事業系可燃ごみは、新たな事業所の開設や、草や剪定枝等の搬入量に左右される懸念はありますが、おおむね大きな変動はないのではないかと、そのように考えられるところでございます。</p> <p>2点目について、事業系の可燃ごみの搬入量につきましては、令和4年以降、増加傾向にあります。その一つの要因としては、令和2年以降のコロナ禍における事業活動への影響が一定回復してきたことあると考えております。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>各事業所におかれましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第3条に規定される事業者の責務に基づき減量に努めていただくとともに、ひいては自身の廃棄物処理費用の削減等にもつながることも踏まえ、自主的な取組を進められるものと考えております。</p> <p>なお、本組合といたしましても、同法第4条に規定される国及び地方公共団体の責務に基づき、事業者の意識の啓発を図るよう努めるため、不定期ではありますが不適切排出抑制に向けた抜き打ちによる搬入物の展開検査や草木等の乾燥徹底の周知などを実施しております。</p> <p>3点目について、環境の森センター・きづがわは木津川市及び精華町内から排出される可燃ごみを適切に焼却処理する施設として設置をし、本組合において管理運営をしております。したがいまして、本組合においてごみ分別等に係る方針を示すものではなく、構成市町において本施設で焼却処理するものを決定され、その方針に従って分別・搬入される可燃ごみを適切に処理してまいります。</p> <p>4点目について、ごみの搬入量が減少することにより考えられる管理運営面での変化としては、焼却炉の運転計画の変更が考えられます。本施設については、一定量のごみを24時間連続運転により安全かつ安定した処理を行っているため、短時間の運転停止や焼却量で調整するのではなく、1日単位による各炉の運転・停止で調整することになります。それにより明確にメリットと課題という区分で申し上げるものではございませんが、焼却設備面においては、休炉期間を設けることによる機器の消耗、また、使用薬剤や焼却灰の搬出量などが軽減される一方で、発電設備面においては、発電量の減少に伴う売電収入の減少や光熱水費の増加などが考えられるところでございます。</p> <p>5点目について、直近の令和5年度及び令和6年度10月末までの状況についてご報告をさせていただきます。令和5年度の全体の延べの見学者数は、小学校が市町内外を含め19校の1,387人、その他団体や個人が市町内外を含め25組276人、合計で44組の1,663人でございます。令和6年度の10月末までの延べ見学者数は、小学校が市町内外を含め22校の1,402人、その他団体や個人が市町内外を含め8組の62人、合計で30組の1,464人でございます。見学者を増やす取組につきましては、本年度におきましても、休日を利用した施設見学会を実施したいと考えております。</p> <p>また、施設にお越しいただけない方への工夫につきましては、現時点におきましてご提案いただいたような動画の作成などは考えてはおりませんが、ホームページなどを通じ、一定の紹介等はさせていただいているものと、そのように考えております。</p> <p>私どもといたしましては、これまで同様、施設にご来場いただき、実際に見て体験いただく機会を設け、できる限りの対応に努めてまいります。そのように考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>

<p>宮嶋議員</p>	<p>それでは、何点か再質問をいたします。</p> <p>今、木津川市と精華町の今後の人口のピークと今後の様子ということで、それぞれの努力によってごみ減量と、それから人口も増えていかない予想の中で、家庭系一般廃棄物は減少していくということが示されております。</p> <p>その一方で、事業系については横ばいといいますか、大きく増えるということではないのかも分かりません。ただこの数年をとりますと事業系ごみが増えているのも事実であります。</p> <p>そこで、今日配付いただいております決算参考資料にあります、これをちょっと参考にしながら聞かせてもらうわけですが、木津川市も精華町も家庭系ごみのところでは、生ごみ類、いわゆる厨芥類は減少傾向にあります。ところが組合としての年4回実施の分類で見ると、厨芥類は年々増加しています。これはやはり事業系ごみの影響というふうにまず考えてよろしいですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。宮嶋議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>私どもで調査をしております部分でのごみの内容、厨芥類、これにつきましては、当然事業系の特に例で申し上げますと食料系の事業所、こういったところから排出されるもの、こういったものが多分に含まれておるものというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>となりますと、その事業系の厨芥類もそれぞれの事業者によって減量する努力が必要かというふうに思います。特に安定的にごみを燃やしていくには水分量を減らすということが言われておりますが、やはり厨芥類が水分量が多いごみというふうに思われるわけです。この点ではもちろん構成している木津川市や精華町自身の事業者へ向けての取組も必要かと思うんですが、組合としてどういうふうな努力といいますか、事業者に向けてのアピールができるでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>事業者への啓発という部分で、先ほど管理者のほうからも一定ご答</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>弁もさせていただきましたが、今のところは事業者の責務、これを守っていただくような取組をお願いしたいあるいはそういうふうな努めをされているものと考えております。食品系につきましても、国のほうの動きとしても食品ロスでありますとか、それから各構成市町あるいは一般的な話でいきますと、おっしゃっていただきましたように、水切り、一握りといいますか、ひと絞りといいますか、そういったことが家庭系のほうには浸透しているものかなと思っております。</p> <p>各事業所におかれましても、こういった水分を含んでいる場合、草木にも通じますが、水分量が当然ごみの量の換算にも大きく影響してくるというものもございますので、このあたりにつきましても様々、組合から主体的にというのはなかなか今できておりませんし、具体的な案もございませんが、そういった家庭から通ずるもの、それが当然事業所にもご活用いただけるものというふうな認識もございまして、そういった部分でのご理解を深めていただくようなところ、これを期待するものもございまして、</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>ぜひ事業者に向けてのアピール、その点で最後の質問にもありますが、施設見学、今はこちらから来てくださいというふうなアピールをしていなくて、例えば小学校の授業の一環でとか、それぞれ環境問題やごみ問題に取り組んでいただいているところからが多いんですが、例えばそういう事業者に向けて来ていただきたいという案内の中でごみ問題をお互いに認識していただくということもあるんじゃないかというふうに思います。それは後でまた聞かせてもらいます。</p> <p>それで、先ほどもありましたが、これまでの答弁にもありましたが、年に数回程度、展開検査ということで事業系ごみを開いて目視で確認すると、不燃物等があった場合は持ち帰ってもらうということがありましたけれども、こうした展開検査でのまとめというものは何かされておるんでしょうか。ご紹介いただけるものがあればお願いしたいんですが。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>展開検査につきましては、平成30年の稼動以降、不定期ですので、この時期、この時期というのは申し上げますが、複数回実施をするということで取組をしております。ただ、実際回数でいきますと、どうしても令和2年以降のコロナ禍の間は、職員間も少し密にならないようにというようなこともございましたので、そういった意味</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>も含めての回数というのは調整はさせていただきましたが、毎年必ず実施をさせていただいております。</p> <p>それにつきましては、特段の報告という形でまとめているわけではなくて、我々事務方の一般的な実務の中の一つの作業という位置づけでもやっておりますので、資料等でおまとめしてご報告させてもらうようなものはちょっと今この時点ではご用意はできておりません。</p> <p>内容でご紹介申し上げますと、毎回、複数の車両、3台、4台も含めですが、複数の車両を対象に実施をしております、不適切なものといまして我々が目視で確認できるものは、瓶、缶、こういった不燃類です。多いときで30リットルですか、大きなポリ袋の底がたまるぐらいのものが当初見つかったこともあったとは聞いておりますが、ここ数年来実施している中では、それももう数個見つかる程度というレベルですので、事業者が排出しているというよりは、例えばですけれども、事業所の外に置かれているごみ箱に混ざっているとかいうレベルのことも考えられるのではないかなと。</p> <p>ですので、我々が今実際に実施している中では、明らかに意図的に不正的なことをされているような事業所は、今この管内では見受けられないのではないかと。ただそういった偶発的な偶発的なものもごございますので、改めて収集業者のほうから事業者のほうへこういうのが入っていたということを周知いただくことによって、また、事業者のほうでいろいろと工夫をいただけるものと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>時間の都合がありますので、3点目のプラスチックごみを燃やさないということに関してですが、これは木津川市や精華町のところでごみの分別、そして内容を定めるものだということの答弁がありましたけれども、今日も先ほど示しました組成分析の結果概要というのが特に木津川市の分で毎年行われているものがあります。重量比でプラスチック類の割合、令和4年度が13%、令和5年度が15%と出ております。2ポイント増加しておるわけです。</p> <p>これは木津川市のもう少し細かなものを見ますと、令和4年度11.6%、令和5年度14.2%で2.6ポイントの増加となっております。1位はそこにありますように厨芥類、これは減っております。2位は紙類、これも減っております。プラスチック類のみが増加をしていると。この上位3つのところではそういう結果になっております。</p> <p>22年4月施行のプラスチック資源循環促進法によりますと、製品プラスチックをプラスチック容器包装ごみと一緒に集めて行いうわゆる一括回収、これをするによってリサイクルしやすい仕組みをつくるとされております。事実、一括回収の自治体が増えております。</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>組合として市や町へこうした製品プラスチックごみを増やさない方策、これを協議すべきではないですか。いかがですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ただいまのプラ新法の関係、これにつきましてはおっしゃっていただきましたように国のほうで法律が示されて、それに応じて自治体のほうがまた新たな動きを今いろんなところで取組が始まってきている段階というふうにも考えてございます。おっしゃっていただきました容器包装等の同一回収もその一つですし、そこはまた分けてという認定方式というのもあるかと思っております。それらの大きな方針を示されるのは、構成市町の住民の皆様方の分別に大きく影響するところでございますので、先ほどの佐々木議員の一般質問の中でも少し触れましたが、その部分の主体性はやはり構成市町のほうで取組の方針を示していただいて、それに基づいてこの環境の森センター・きづがわへ搬入されるごみが決まってまいりますので、その搬入されるものを適切に量も見ながら運転の調整をしていくというのが我々の事務、事業であろうかなというふうにも認識しておりますので、我々から今の現状でプラスチックについて分けていただきたいというのを主体的に協議するものではないというふうに考えてございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>それぞれのところで2050年に向けてカーボンニュートラルという方針を示されております。温室効果ガスを減らすと、増やさないということはそれは組合であっても、市町であっても共通の認識だろうと思っておりますので、定期的に全体のごみ問題で協議をされているわけですから、その一つのテーマにすることは何ら問題はないかというふうに思います。ぜひそうした協議をいただいて、組合、そして木津川市、精華町とも温室効果ガスを減らしていく、増やさないという取組、その一つとしてプラスチックごみの焼却問題を考えていただきたいということを提案しておきます。 時間も迫っておりますので、最後の施設見学です。 小学校の4年生が授業の一環として施設見学を行っているということがよく分かりましたし、この施設の見学を通してごみ問題をしっかり学んでいることは心強いことでもあります。同時に住民の皆さんが見学いただくことで、ごみの分別と減量に取り組んでいただきたいとも願うものであります。先ほど答弁がありましたように、今年度も事前の申込みなしの自由に来ていただける見学会を予定されているという</p>

宮嶋議員 つづき	ことですが、もし予定が定まっているようでしたら、それをまず最初にご報告いただきたいんですが。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>施設見学会につきましては、今年度もぜひ実施したいということで我々今考えてございますが、誠に申し訳ございませんが、今日時点で詳しい日時をお知らせすることは、まだ確定はいたしておりません。ただ今まだ現状でそういう状況でございますので、例年というわけではございませんが、恐らく年度末、3月あたりまで少し熟考をして、この3月中のどこかのいい日を使ってということで動いていけるものと考えてございます。去年も同様の方式を取りましたが、周知につきましては、構成市町の広報紙なんかにもご協力をいただきまして、広く皆様方にご認識いただけるような形の工夫はしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	<p>それで、ここの見学をするには、ホームページにありますように施設見学の申込みを事前にさせていただくということがまず前提になっているんですが、先ほど事業系ごみのところでも少し言いましたように、こちらからそれぞれ団体、ごみや環境問題に関心のある団体や、それから町内会や自治会などの団体、今言いました事業をされている皆さん方へこちらから見学に来ていただだけませんか、というふうに案内をするというのはどうですか。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまご意見をいただきましたことにつきましては、そういったことで広まっていくのはいいかなと思っておるんですが、なかなか我々も団体の絞り込みでありますとか、案内の方法、こういったものをどこまでやっていくのかと、それによってどこまで手広くなるのかというのもございますし、あともう一点は、環境団体でございますとか、地域の団体につきましては、以前もご答弁申し上げたと思いますが、なかなか毎年毎年ごろっと変わられるわけではなくて、役員をお持ちになられた方については、一定の期間そのお役目を勤められると</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ということもあって、その期間中に1回機会があれば、2度、3度というのはなかなか控えておられるというか、なかなか別のところへというような選択をされているところもあるのかなと思っております。</p> <p>我々といたしましては、今までどおりホームページで周知をしながら事前にお申込みはいただくんですが、これは見学対応する際のうちの施設のいわゆる点検でありますとか、そういったことに影響がない日でないとどうしても受けることができませんので、事前をお願いをしておりますが、例えばですけれども、個人で飛び込みで今日たまたま来たんだけどというような方も中にはいらっしゃいます。それは我々職員が対応できる限りはその日に中を自由に見ていただくような対応もしておりますので、そういったことであまりハードルの高くない形でぜひご理解いただくような、団体で来られる場合はどうしても事前に調整いただかないと我々のほうの対応というのが不手際になっては困りますのでお願いはするところですが、そういった部分についてはしっかりと努めていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>もう時間があまりありませんので、幾つか聞きます。</p> <p>それも先ほどあった木津川市や精華町またはそれぞれにも商工会という団体がありますので、ぜひそういうところとご相談をいただいております。こちらからアピールをしていくと、来ていただきたいと。</p> <p>それからもう一つ、ホームページの関係で施設の紹介ページの中にキッズ解説というボタンがあります。これをもうちょっとクリックしてもらえるようにアイコンを工夫する必要があるのではないかと、キッズ解説はこちらからというふうな内容と、それからクリックして画像が出るんですが、これは古いものやと思います。子供さん向けのパンフレットがありますが、それはそれぞれの時期に改定されてきていると思いますが、今見えるのは古いものだというふうに思いますので、ぜひ訂正をいただきたいのと、それからこの一般向けのパンフレットは、まだ在庫はどれほどあるでしょうかね。後ろの地図は古い地図が残っていますし、いわゆるホームページを紹介するURLもないんですね。だからこういうものをぜひ入れていただきたいのと、それから担当課のところでの例えば木津川市のもったいないだよりがありますが、そこに最近はこのきづがわの森を紹介するものがないんですよ。だから施設見学したいと思ってもなかなかたどり着けないんじゃないかなという思いがあります。ちょっと最後まとめてになりましたが、お願いします。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>先ほど来もご答弁申し上げた内容かもしれませんが、ホームページにつきましては、引き続き適宜しっかりとした充実をあるいは更新をかけていきたいと思っております。今、宮嶋議員からご指摘いただいた内容もこちらの意見としてしっかりと承らせていただいて、引き続きホームページについては適切な形あるいは見やすい魅力のある、こういったものに取り組んでまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>以上で宮嶋議員の一般質問を終わります。</p> <p>続きまして、3番、谷口英子議員、よろしくお願ひします。</p>
谷口議員	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>質問事項としては、市民に対して丁寧な情報提供・啓発に取り組むべきではないかとしております。</p> <p>私たち市民が出しているごみは最終的にどこへ行くのでしょうか。家庭ごみと一口に言っても、大きくは可燃ごみ、ビニールプラスチック容器包装、缶、瓶、その他燃やさないごみ、ペットボトル、牛乳パック、粗大ごみ、古紙、使用済み電池、小物家電など細かく分かれています。家庭や事業所から出たごみは、幾つものルートを経て処分されていますが、どれぐらいの市民が実情や課題を把握しているのでしょうか。私たちが日々出しているごみの行方をしっかりと理解することは環境保全を考える上で大切なことです。市民に対する丁寧な情報提供・啓発が当環境組合に求められていると考え、以下の質問をいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、ホームページ上でフェニックスセンター最終処分場についても詳しく説明するべきではないでしょうか。 2、当環境組合では取り扱っていないものの、市民が日常的に出しているごみ、資源ごみなどについてもどこでどのように処理されているかを詳しく説明すべきではないでしょうか。 3、子供たちの環境教育をさらに進めるためにも、ごみの全容を分かりやすく紹介する映像教材を作成してはどうでしょうか。 4、木津川市と精華町の小中学校の環境保護の取組と連携してはどうでしょうか。 <p>以上です。</p>
森田議長	<p>管理者、どうぞ。</p> <p>答弁お願ひします。</p>

<p>谷口管理者</p>	<p>谷口議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目について、本施設の稼働以降、環境の森センター・きづがわにて発生した焼却灰及びばいじんなどにつきましては、最終処分場である大阪湾フェニックスセンターへ搬出をしております。現在、本組合のホームページにおいて大阪湾フェニックスセンターについて詳しく説明している部分はなく、そういった見直しの予定もございませんが、引き続き施設の見学なども含め、本施設で発生した焼却灰などの最終処分地は大阪湾フェニックスセンターであるというご説明に努めてまいります。</p> <p>2点目について、従来から構成市町で取り組まれている内容等に基づき、一定のご案内などは実施をしておりますが、詳しくは構成市町で主体的に取り組まれるものだと考えております。</p> <p>3点目について、本施設の見学時において使用する施設の紹介等の動画やパンフレットについては、大人向けと子供向けの2種類を作成し、場面に応じて使用をしており、現時点においてその他の映像教材等を作成する予定はございません。</p> <p>4点目について、構成市町の小中学校を含め各種団体等が環境施策に取り組まれるに当たり、環境の森センター・きづがわとの連携をご検討される際は、本施設の運営・稼働等に影響を及ぼさない範囲において協力をさせていただけるものと考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>谷口議員、どうぞ。</p>
<p>谷口議員</p>	<p>再質問をさせていただきます。</p> <p>今のご答弁では、フェニックスセンターについての記載など、見直しの予定がないというふうに言われました。確かにこの環境組合で行っているのは焼却が業務ということになっておりますけれども、決算の決算書を見ましても、フェニックスに対する埋立て処分委託料というものは発生しております。市民はごみの行方を知る権利がありますし、当組合は情報開示をする必要があると考えます。</p> <p>子供向けホームページの説明にも燃やすとごみのかさが10分の1になると説明しているだけになっております。最終的にどうなるかが分からない説明になっておりますので、改善が必要と考えます。</p> <p>大人向けの説明のほうはさらに分かりづらく、ごみの焼却、排ガス規制、排水、エネルギーの有効利用が書かれているのみになっております。この説明では一体燃やされた灰が最終的にどこへ行くのかが伝わらない状態になっていると考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>

<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまの谷口議員のご質問にご答弁申し上げます。</p> <p>おっしゃっていただきましたように、私どもまずはここの施設で運営・管理して焼却をして、当然最終的には焼却灰あるいは飛灰というものが発生いたしますので、ここの処分まで私ども当然運営・管理の中で行っているものでございます。その最終処分場は、現時点という言い方はいたしますが、今は大阪湾フェニックスセンターのほうへ搬出をしているという状況でございます。それを情報開示しないとか、そういった思いを決して持っているわけではなくて、こちらでも当然ご来場者の皆様には、そういうお問合せがあった場合、そのお話をさせてもらいますし、これはもう書類上の話にはなってきますが、おっしゃっていただいたように、私どもが予算あるいは決算をご説明する際は、当然この最終処分に係る費用、これを計上しているものは大阪湾フェニックスセンターに係るものというご説明もさせてきていただいているところでございます。それにつきましては、例えば小学校の分につきましては、これは構成市町のほうからのご依頼といえますか、ご確認ということでの確認をしているものではございますが、小学校4年生向けですかね。社会科の副読本、こういったものをつくる際には、その際、ごみはどこ行くんですか、最終処分は今は大阪湾のフェニックスというところの埋立地へ行っていますというような副読本の記事を掲載されて、こういう内容で記事が掲載されているよという情報をいただいていることもございますし、そういった取組も交えながら、大阪湾フェニックスセンターへ行っていることを決してここで知らしめないようなことをしているわけではなくて、その知らせ方はご意見をいただいたようないろんな方策があると思いますので、現状は今こちらに来ていただきましたらそういった説明はするように努めてはおりますし、ホームページでなかなかご指摘、ご質問にありますがようなフェニックスのことを詳しく載せていくということまでは少し違うかなという思いはありますが、ご意見としてはしっかりと受け止めさせていただきたいなというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>谷口議員、どうぞ。</p>
<p>谷口議員</p>	<p>今紹介していただいたのは、木津川市の教育委員会がつくっている「私たちの木津川市」という副読本の内容かと思いました。その副読本を私、実際に見たんですけども、そこには灰をちゃんと埋立て処分にしてフェニックスに持っていつているというふうに書いてありますので、少なくともこちらの環境組合のホームページやこちらでのパネル展示の中でも、最終的にフェニックスに持っていつているというのは必要な情報だと思います。フェニックスについてもものすごく詳しく書くとか、そういう要求をしているのではなくて、最終的にその灰</p>

<p>谷口議員 つづき</p>	<p>が処理されて、加工されてフェニックスに持っていかれるというのは必要な情報だと考えております。</p> <p>その次に、国においてもごみ削減の数値目標があるんですけども、木津川市や精華町においてもごみ削減を目指していると認識しております。目標達成のために当組合で何が必要だとお考えですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問の趣旨をすみません、しっかりと受け止めていなければ申し訳ないんですが、先ほど来ご答弁申し上げておりますとおり、国のほうのごみの減量の削減目標等につきましては、排出に係る分、これにつきましては構成市町のほうがやはり主体的に行っていただくものと。我々は焼却して焼却後の焼却灰の処分あるいはそういった部分につきましてはあるいは焼却残渣、これが当然たくさん出ないように効率的な燃焼をしてそういった最終灰になる部分を少しでも軽減させていくというのはこちらの施設、機能としてしっかりと運転管理をして、そういった部分の削減というのには努めていけるかなと思いますが、全体的なごみの排出の部分等も含めた内容となってきますと、我々だけではなかなかいかないものもあるのではないかとこのように考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>谷口議員、どうぞ。</p>
<p>谷口議員</p>	<p>今言われたように、灰になる部分を減らしていくというのがこちらの環境組合で取り組むべき内容ということになりますと、やはりフェニックスに運んでいっているという内容をもっと積極的に周知していく必要があると思います。具体的にホームページをもう少し詳しくすることと、フェニックスのリンクを張るですとか、その存在が分かるようにしていただきたいと思います。</p> <p>2点目の再質問をさせていただきます。</p> <p>2点目についてなんですけれども、詳しくは市町で取り組むものだという答弁だったと思いますけれども、やはりごみ行政という大きなくりで考えた場合には、木津川市と精華町というこの環境組合、広域でごみについて、ごみの最終的な処理のことについて詳しく説明する必要があると考えますが、今のホームページでの説明というのは焼却ごみについてのみ説明されておまして、そうではなくてほかの様々な私たち市民が出している種類のごみについても説明する必要があると考えますが、いかがですか。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>先ほど来のご答弁と同じような趣旨の話になってしまうかもしれませんが、私どもの施設、おっしゃっていただいたように組合のホームページというのを作成しております。当然ここの施設に関わることをまずお知らせして、例えばごみの持込みであるとか、それが例えば間違っこちらへ持ってこられないようにするであるとか、こういった部分については我々のほうが積極的に取り組むべき内容だと考えてございます。我々のここの施設には来ないもので、いわゆる資源ごみでありますとか、ビニールプラスチックの容器包装でありますとか、そういった市町のほうの方針によってここへ来る前に分別がされて違うところへ行っている部分につきましては、これを私どものほうで積極的にお知らせするというものではなくて、やはりそれは構成市町あるいはそれぞれその処理を担当されている施設、そういったところが主体的に取り組んでいただければどうかという思いも持っております。我々のほうの今の現状といたしましては、組合のホームページのほうではなかなか記事の掲載のボリュームにも限りがございますし、あまり煩雑になってもどんどん見にくくなっていくということもあろうかとは思っていますので、現状ではそれぞれ構成市町の環境部局の作成されているページへリンクを張って、そこへいわゆる飛んでいただけるというようなことで、トップページのほうにそれぞれの構成市町の環境担当課のリンクを張らせていただいているというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	谷口議員、どうぞ。
谷口議員	<p>子供たちがこちらに見学に来るときというのは、ごみ全体のことを学ぶための一環として来ていると思います。ですから市民啓発・啓蒙の部分では、資源ごみですとか、ここには来ないごみですけれども、ごみ全般について網羅的に啓発する必要があると考えております。</p> <p>3点目の再質問をさせていただきます。</p> <p>映像については、今はもうつくっているのでつくらないというお話だったと思うんですけども、そうではなくて動画などを作成していただいて、やはり短時間でちゃんと全体が理解できるものをつくっていく必要があると考えます。今回ちょっと調べましたら、様々な環境組合ですとか、市町村もそういう映像教材をつくっておられるところがありました。それを見てある一定分かるんですけども、やはりこの木津川市、精華町におけるそういった動画のようなものが必要ではないかと考えますが、いかがですか。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいま谷口議員のほうからご意見いただきましたことにつきましては、今の社会の流れといたしますか、そういったところからそういったものもいろんなものを活用して周知をしていく一つのツールとして役立てているものというものは、理解はするところでございます。</p> <p>ただ申し訳ございません、今の我々の現状ということを上申し上げるに当たりましては、現時点でその動画の作成までの検討には至っておりませんし、今ご紹介できるものあるいは今後検討していくものというご答弁は今現状ではできないというところでございます。ただ先ほども申し上げましたとおり、このホームページの充実については、様々なご意見を聞く中で、より見やすく、より分かりやすく、より興味のあるものになっていくような努力については引き続きしっかりと努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	谷口議員、どうぞ。
谷口議員	<p>そうですね、すぐには実現できないとは思いますが、このホームページの充実というのは、今の時代というのは動画ですとか、そういうものが手軽につくれる時代でもありますので、使えるものは十分に活用して啓発に努めていただきたいと思います。</p> <p>最後の4点目なんですけれども、小中学校の環境保護の取組と連携してはどうかということで、小学校の4年生の社会科の中でこのごみ問題というのを学んでいるということで、それぞれの木津川市、精華町の子供たちがここで学んでいると、それは分かっていますし、それはいいことなんですけれども、それだけで終わっているのではないかなという気がします。</p> <p>そこで、提案としては、せっかく木津川市と精華町、広域でこのごみ施設というものを捉えておりますので、木津川市と精華町の子供たちが環境問題という部分で相互に学び合うような、一緒に何か取り組めるような、そういうきっかけづくりをこちらでつくれないかなという提案です。いかがですか。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいま谷口議員からのご提案という形で頂戴した内容でございますし、先ほど管理者のほうからご答弁がありましたとおり、それら</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>この区域内の例えば小学校、中学校、こういったところが取り組まれる環境施策、これに対して協力することについては何も私ども否定するものではございませんので、それについてはできることについては我々もしっかりと対応していきたいというふうに考えてございますが、今現状といたしまして、今回いただきました通告書、この文面から判断いたしましたのは、こちらから積極的に何か取組を行っていただければみたいなちょっとニュアンスも含まれておったのかなというようなこともございましたので、そういったところについてはまだ考えもございませんので、あくまでも向こうさんのほうが今は環境学習ということで、校外見学の一環としてこの施設にご見学に来ていただいていると、これが小中学校が今取り組まれている我々が、環境の森センター・きづがわが一番関連する年間の小学校の環境学習のうちの一つのカリキュラムというふうに認識してございますので、それについては全て受け入れるような形で努めさせていただいておりますので、引き続き小中学校から何かしらいろんなご提案がある場合は、私どもはお断りするわけではなくて、しっかりとそれについてはお聞きをしながらできることはさせていただこうという考えでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>谷口議員、どうぞ。</p>
<p>谷口議員</p>	<p>今のご答弁でいきますと、木津川市と精華町の市民というか、子供たちも市民なんですけれども、交流の場といいますか、ごみという問題を通じての交流の場という、そういう捉え方はされないということでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 どうしても言葉だけにはなってしまいますが、我々のこの施設も今おっしゃられたような子供たちが学ばれる環境の大きな枠組みの中の一つに我々は当然入っているものという認識はございますが、その取組をそしたらどういうふうにしていくのだからあるいは環境施策、環境保護の取組という部分については、まずはその主体となられる団体のほうがいろいろご検討される中で、この環境の森を使おう、使えるよねという方針をご決定されてご相談があれば、何も否定するものではないというような趣旨でございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>谷口議員、どうぞ。</p>

<p>谷口議員</p>	<p>木津川市と精華町のそれぞれのごみ担当の環境課みたいなものがありますけれども、そここの環境の森と一緒に3者が話し合うような場というのはつくられるご予定はないですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 今、現状のいわゆるスケジュールの枠組みの中で申し上げますと、年間を通じて複数回、それぞれ構成市町の環境部局の担当課長と私どものほうでいろいろな情報交換でありますとかあるいは例えばこういう今日の議会でありますとか、事務的なこういったご説明あるいはご報告をさせていただく機会というのは年に複数回ございます。それ以外で、今、現状でいいますと環境施策の何かしらいわゆる事業といえますか、ソフト的な施策でありますとか、そういったことに特化して一定時間を設けて、特筆して何か協議をする場を設けているというわけではございません。ただそういうのがあれば臨時的にいつでも開催できるものだと考えておりますので、それについてはしっかりと連携しながら取組を進めていければなと考えております。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>谷口議員、どうぞ。</p>
<p>谷口議員</p>	<p>今回、私がここで取り上げているのは情報提供と啓発についてなんですけれども、広域でやっていますので、災害対応などについても今言われた木津川市と精華町と環境組合での協議というのは必要だと思いますので、ぜひ様々なテーマについて前向きに協議をしていただけたらと思います。 以上で質問を終わります。</p>
<p>森田議長</p>	<p>以上で一般質問を終わります。 ただいまから11時5分まで休憩といたします。 (10:55) 《暫時休憩》 (11:05) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>

<p>谷口管理者</p>	<p>承認第1号、令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号につきましては、年度末の事業費確定などによりまして、緊急に予算の整理をする必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>補正予算の額でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,509万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億5,361万3,000円としたものでございます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては事務局長から説明させていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>それでは、私のほうから、承認第1号、令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号の主な内容につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず、予算整理の基本的な考え方でございますが、歳入予算は、年度末におけるごみ処理手数料や余剰電力の売却益など、できる限り捕捉し、補正をすることといたしました。</p> <p>次に、歳出予算は、特定財源が伴う事業につきましては、歳入予算の捕捉と整合するよう補正することといたしました。</p> <p>また、構成市町からの分担金など一般財源による事業につきましては、原則として10万円単位で減額することとし、そのうちの委託料及び塵埃処理費に係る消耗品費と修繕料につきましては、100万円単位で減額をすることといたしました。なお、予算を計上したものの執行しなかったものにつきましては、細節単位ごとに全額を減額することを基本に補正することといたしました。</p> <p>それでは、歳出予算の補正内容からご説明をさせていただきます。</p> <p>各種事業の概要説明資料によりましてご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>1ページ上段、議会運営事業費につきましては、議長交際費及び通信運搬費の執行状況を踏まえ、3万5,000円の減額をいたしました。下段、事務局運営事務事業費につきましては、備品購入費において、当初予算計上時は6台分を見込んでおりました事務用パソコンの更新につきまして、令和4年度に行った事務室サーバー機器類及び事務用パソコンの更新時に4台分の前倒し更新を行うことができたことによる減少、需用費や委託料の不用額などを合わせまして、813万8,000円の減額をいたしました。</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>次に、2ページ下段、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費につきましては、余剰電力売電料の全額と、年度中におけるごみ処理手数料のうち10キロ当たり25円分を財源として、当該基金に積み立てることとし、主な特定財源欄に記載のとおり、合わせて217万7,000円を増額いたしました。</p> <p>次に、3ページ下段、ごみ焼却処理事業費につきましては、適切な運転管理に基づくごみの焼却や定期点検等の実施によりまして、当該年度において大規模な修繕や緊急点検、部材の購入等は発生いたしませんでしたので、それらの事象対応を見込んだ費用も含め、合わせまして5,055万円を減額いたしました。</p> <p>次に、4ページ上段、ごみ焼却外処理負担事業費につきましては、小動物の死体処理費用などの確定に伴うものでございまして、合わせまして563万1,000円を減額いたしました。</p> <p>次に、歳入予算の補正内容につきましてご説明をさせていただきます。こちらは、予算書によりましてご説明をさせていただきますので、予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>1款、分担金及び負担金の分担金につきましては、先ほどご説明申し上げました歳出予算の減額に伴い、7,755万9,000円を減額いたしました。その結果、木津川市の分担金につきましては、普通分担金と撤去分担金を合わせ5,251万4,000円の減額となり、補正後の木津川市の分担金総額は2億6,549万7,000円となりました。精華町につきましては2,504万5,000円の減額となり、補正後の精華町の分担金総額は1億3,357万4,000円となりました。</p> <p>同じく負担金につきましては、小動物の死体処理費用などの減額に伴い563万1,000円を減額し、補正後の木津川市の負担金総額は800万2,000円、精華町の負担金総額は303万7,000円となりました。なお、これらの詳細につきましては、各種事業の概要説明資料の5ページ及び6ページに記載をしておりますので、併せてご確認のほうよろしくをお願いいたします。</p> <p>2款、使用料及び手数料につきましては、事業系一般廃棄物の増加などによりまして、1,731万円を増額補正いたしました。</p> <p>以上で、専決処分を行いました令和5年度木津川市精華町環境施設組合補正予算第1号の補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いますが、予算書または資料の何ページかを示していただいた上で質問をお願いいたします。</p> <p>それでは、歳出についてご質問ございますでしょうか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>

佐々木議員

3点ぐらいあります。

1点は、この専決処分の扱いに関してです。この今日の資料では、この専決処分が3月29日にされている。今日、11月18日、約8か月たっているわけですね。議案の法的な処理としては問題ないとは思いますが、執行側と議会との関係でいえば、次にこういう専決処分が出てくるよということを8か月間黙っているということはどうなのかということです。どこかで、正式な議案書は今日出てくるのはいいですよ。いいんですが、こういう中身で、概要、こういう専決を3月29日しましたよということを知らせないという理由がよく分からないんですよ、さっきから議論している信頼関係を構築する上で。なぜ8か月間も、この間議運もあったわけですよ、何回か。全議員が、正副議長も合わせて出ている議会運営委員会があったにもかかわらず、一切これに関して報告事項にも入っていませんでしたね。チャンスがあったのに、だから、何度も言いますが、手続上間違っていると思わないけれども、やっぱり車の両輪的な考え方を取った場合にどうなのかという点がありますので、臨時議会を招集しなかったことも含めて、政治的責任に関してどう考えるのが1点目です。

2つ目には、附属資料の1ページの関係で、皆減補正をしている件です。補正予算で増減するのはいいんですが、私、増減するに当たって大きく2つの性格があると思うんです。木津川市や精華町の本体でいえば、例えばですよ、例えば夏とか秋に実施するイベントがあって、そのイベントの精算が終わったと、例えば様々な業者支払いとかそういうのも終わっちゃったと。それを12月とか3月補正に出してくるとするのは、これはもう最終形出してくてもいいと思うんですよ。もう終わっているんだから、イベント自身は。

もう一個、性格としてあるのは、通年で準備をしておくべき予算というのがあるでしょう。例えば一般の市や町でいったら、医療費補助金だとか、申請したらもらえるようなお金だとか、これは仮に3月29日でなかったとしても、残りの30、31日で発生する可能性があるわけだから、残しておかないと、もし何かあった場合に、全部削ったということでやってしまうと、予算がないからできませんということになっちゃいますね。

だから、公的セクターが扱う予算としては大体大きく分けて2種類あって、私は前者のほうは、途中専決、途中補正で、全額もう精算終わったから、残った不用額は落としますというのは、あり。でも、後者のほうはやっちゃいけないと思うんですよ。

今回、額からいったら細かいですよ、議長交際費とか通信運搬費だから大した額ではないんですが、発生する可能性があるものを年度途中で全額削減するということをやっちゃうと、なぜそういうことになったのかということなんです。この議論は、精華町議会でも何年前に私やらせてもらいましたが、そこから以降というのは、やっぱり通年的に計上する予算というのは、途中削減はしていません。最終的に年度終わった段階での精算はしますけれども、という扱いをしているんですが、なぜこういうことになるのかという点です

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>よね。というのが議会費関係です。 もう一個は、同じく附属資料1ページの下のほうにある、下段のほうにある報酬の関係なんだけれども、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬は、これも全部カットですよ、8万2,000円。私の記憶では、ここの組合もそうだと思うんだけれども、令和5年というのは、情報公開制度が変わって、いわゆる自治体に関していえば、議会が排除をされ、議会独自の、各市町が情報公開条例をつくった年度ですよ。多分ここもつくったと思うんですよ。ということは、この情報公開の制度について大きな変更があったにもかかわらず、一回もこの報酬が支払われていないということは、一回も、会議なり情報交換なり、そういった制度変更の説明なりをやっていないということになってしまうんですよ。そこの妥当性がちょっとクエスチョンが出てくるわけです。 まず、この3点について、なぜこうなったのかをお願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>まず、1点目でございます。専決の取扱いについてでございます。これは、以前にもちょっと同じようなご質問をいただいておったかと思えます。私どもといたしましては、ここはこれまでのやり方とは異なりますが、2年に1度は議員関係の役員の改選なんかもあることもありまして、5月に臨時会というのが予定されているということもあって、そのときはこの5月にご報告をさせていただいております。そのはざまの間にある場合は、この専決の部分のみで、臨時会を招集することはなく、次の定例会、先ほどおっしゃっていただいた規則に基づく次の議会ということで11月にさせていただいております。 今のところ、今日ご意見をいただいておりますが、これについては、以前にも同じような意見はございましたが、今のところはこの形で、特段の変更をする予定は今のところはないというような形で動いておりますので、今回、知らせないことをもってやらないんだというメインの思いというわけではなくて、今までどおり2年に1度は前もってさせていただいておりますけれども、その間につきましては11月でご理解をいただきたいというか、いただけてきたという認識の下、行わなかったというところでございます。 2点目、議会費の皆減の関係でございます。これにつきましては、おっしゃっていただきましたように、3月29日付で処分をいたしましたので、まだ2日間、年度としては残っております。この間に何かあればというのは、ご指摘のとおりかと思えます。私、先ほど補足説明で少し申し上げましたとおり、今年度の専決方針につきましては、この専決処分を行うまでの間で執行がなかったものにつきましては全額補正をすると、これ市町の分担金、負担金にも影響することですので、できるだけ捕捉していくという方針を持っておりましたの</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>で、減額をしたというのが実際でございまして、ただいまのご意見、ご指摘の件につきましては、再度私どものほうも確認をしながら、次年度以降はそれらを踏まえた対応をしていきたいというふうを考えてございます。</p> <p>あと、3点目の情報公開の関係につきましては、おっしゃっていただきましたように、大きな、この間、法改正等がありました。私ども組合の動きといたしましては、この情報公開については、一度、我々組合独自ではなくて構成市町のほうへの委託あるいはそういった手段、別の手段ができないかというような検討もして、いろいろご提案もさせてきていただきましたが、今のところはそれらには至らず、今、組合のほうでこの委員会については設置をするという規則を持っておるというところでございます。これについては、令和5年度については、この組合としてこの情報公開の委員会については開催をしていないということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>1点目は、さっきから申し上げるように、何遍も言いますが、手続上法的に問題ないと思うんですよ、手続上はね。ただ、なぜ申し上げるかということ、それ言い出したら、例えば今日の議会だって、管理者挨拶なんて何の根拠もないですよ。地方自治法やらなあかんという義務はどこにもないですよ。それやっているのは、やっぱりこの間の組合の執行側の運営の責任者として、議会に対して説明をしてもらうという意味を持っているわけですよ。それ、やっぱりお互いの情報交換、相互信頼を醸成する一個の手段じゃないですか。だからやってもらったらいいんだけど、だから、要するに違和感を感じるのは、法的な義務関係で答弁される場面と、そうではない場面での答弁の2つが混在しているんですよ。</p> <p>だから、今、私が申し上げているのは、少なくとも途中でわざわざこのためだけに議員を招集することはないとは思いますが、今の時代、メールとかいろんなやり方があるわけだから、概要だけでも、例えば3月29日にこんな専決したんですよ。提案側としてはそんな大きなというか、要するに実績に応じた修正をしたというふうな受け止められているかもしれないけれども、場合によっては、多分議員さんの中には、もしかしたら、この補正って何でこんなこと起こったんだろうというふうな疑問を持つ方もいらっしゃるわけですよ。そして、一応それについて調査したりいろんなことを取り組む可能性が出てくる。けれども、それがもう3月のことだったら、もう今さら言ってもねという話になるわけですよ、11月になっちゃうと。なので、もし3月補正がもっと早く知っていれば、何らかのまたいろんな動きなり検討ができたかもしれないけれども、その検討のチャンスすら8</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>か月間何もないという状態になってしまっているという点で、何遍も申し上げますけど、政治的な信頼関係をつくるという観点から、やはりチャンスがあるんだったら、その間に、3月から今日までの間にチャンスがあるんだったら、何らかの形で情報提供をするほうがいいんじゃないかということで申し上げているわけですが、その点について、今後どうされるのかということだけ確認をしておきたいと思います。先ほどおっしゃった、2年置き、要するに議員改選の際の臨時会、これは法的に当たり前じゃないですか。3月専決をやって5月から6月に臨時会をやるんだったら、直近の議会に専決処分の承認を出すのは当たり前のお話なんですよ。だから、今の説明になっていないんです。当たり前ですよ、それはね。ということだから、そこは、専決処分についてどうやって信頼関係をつくっていくかに関して、できれば管理者、答弁を願いたいと思います。</p> <p>2点目の議会費は、さっき申し上げたとおり、もう申し上げませんが、通年で組んでおくべき予算と、そうじゃない予算というのはやっぱり分けてもらって、その上で処理をしてもらったほうが、結果的に想定外のことが起こらないわけですから、できればそういう方向で考えていただきたいとは思っています。</p> <p>3点目の情報公開の審査会委員報酬に関しては、確認ですけども、ということは、新たに、さっきおっしゃったように、国の法律ができて、市町村では、その本体というかその市町ですね、市町本体のいわゆる手続的な条例をつくり、議会はそこから除外されたから、フルスペックのというか、条例を大体整備しているわけですよ。そういう大きな変更があったにもかかわらず、それについての説明というのは、この関係委員さんには、設置されている委員さんには、現段階ではされていないという理解で、それとも、集まってはもらえなかったけれども、文書か何かの方法で周知をしてもらったんでしょうか。どうなんでしょう。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、答弁願います。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>まず、1点目、専決の関係につきましては、事務的な話でございますので、初めてのご意見ということでもありませんので、本日改めてしっかりとお聞きをして、今後の動きにつなげていきたいと。結果は、ちょっとどのようになるかはそのときにならないと、ここでご答弁はできませんが、しっかりと意見としては承りたいというふうに思っております。</p> <p>議会費については、次年度以降、今日のご指摘も踏まえた、また方針をしっかりと見だしていきたいと考えております。</p> <p>3点目、委員の報酬につきましては、私ども組合の情報公開・個人情報保護審査会につきましては、事象があったときに招集をするという形で行ったので、今、先ほど言っていた法改正の時点</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>につきましては、そのときに対象の委員さんがおられませんので、していないということでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ごめんなさい、3点目がよく分からないけれども、対象の委員がいない、つまり、委員さんがいないから、委員さんは選任されていないと聞こえてしまうんだけど、情報公開や個人情報審査会委員さんというのは、現在はいらっしゃらないとなってしまうんですが、私が聞いたのは、制度が大きく変わった段階で、新たな制度に関して、その委員さんは今後扱いされるわけですね。扱いがされるわけだから、その委員さんに対して、新たな制度の変更点について、もう詳しいことは言いませんが、さっき申し上げた変更点について、その段階では誰も委員がいなかったから、説明対象がいないから、皆減補正予算になったという解釈でいいのか、それとも、委員はいたけれども、そういう大きな変更についての説明はやらなかったから、委員会が開かれていなかったから、皆減になったのか、どちらなんでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>令和5年度のこの専決処分に関わるこの個人情報保護審査会委員報酬の皆減、これに関わっての分につきましては、委員の委嘱がなかったということです。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほか、ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ほかに質疑がなければ、歳入に入りたいと思います。 歳入について質疑ございますでしょうか。 佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>これ、決算でも関わるんですけども、補正予算書の6ページにある手数料です。 先ほどの一般質問でも若干関連する議論がありましたけれども、一般廃棄物処理手数料の増額になっていますよね。今日頂いた参考資料の中では、昨年、だから年度がもしかしたら違うのかもしれないけれ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>ども、これについての主要因というのはどういう分析になっているのでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>今ご質問いただきました手数料につきましては、一番大きいのは、この今ご指摘いただいた6ページの使用料及び手数料の説明欄に2つありますが、当然上の一般廃棄物処理手数料でございます。</p> <p>これの数字は、当然搬入量、こちらで受け取った金額によって変わるものでございますので、大きな要因としては、ここで処理手数料対象となる廃棄物が、言えば当初見込みよりも多かったと。当初予算計上時につきましては、当然、量の見込みという形で出しますので、令和5年度につきましては、前年度と同等の量で当初見込んでおりましたが、結果、それを上回る量で入ってきたということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、認定第1号「令和5年度木津川市精華町環境施設組一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>

<p>谷口管理者</p>	<p>認定第1号、令和5年度木津川市精華町環境施設組一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>令和5年度木津川市精華町環境施設組一般会計歳入歳出決算につきましては、議会の認定を求めするため、提案するものでございます。</p> <p>令和5年度の歳入歳出決算の概要を申し上げます。</p> <p>まず、歳入の総額につきましては6億5,361万802円で、前年度より9.58%の減少となりました。また、歳出の総額につきましては6億4,629万1,001円で、前年度より9.72%の減少となりました。</p> <p>結果、歳入歳出の差引き残額は731万9,801円の黒字決算となり、このうち400万円を財政調整基金に繰り入れ、残り331万9,801円を令和6年度に繰り越すことにいたしました。</p> <p>以上が決算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては事務局長から説明させていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>それでは、私のほうから、認定第1号、令和5年度木津川市精華町環境施設組一般会計歳入歳出決算の主な内容につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず初めに、決算書によりまして令和5年度の決算の概要をご説明させていただきます。</p> <p>決算書の1ページから4ページまで、歳入歳出それぞれ款項別の内訳を記載いたしております。記載のとおり、令和5年度の決算の総額につきましては、歳入の合計が6億5,361万802円に對しまして、歳出の合計が6億4,629万1,001円となり、歳入歳出の差引き額が731万9,801円となりました。</p> <p>このうち、地方自治法第233条の2及び本組合財政調整基金に関する条例第2条の規定に基づきまして、財政調整基金に400万円を繰り入れることといたしました。</p> <p>以上が、決算の総額の概要でございます。</p> <p>次に、決算の主な内容につきまして、成果の説明書によりましてご説明をさせていただきます。</p> <p>成果の説明書の2ページの中ほど、第2表をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>歳入の概要についてご説明をいたします。</p> <p>歳入合計は6億5,361万802円で、主なものは、分担金及び負担金、並びに使用料及び手数料でございます。</p> <p>分担金及び負担金につきましては、歳入総額の62.7%に当たる4億1,010万5,884円で、長期継続契約としている施設の維</p>

松井事務局長
つづき

持管理費用の年度別契約による普通分担金の減少や、打越台環境センター解体・撤去に係る財源として令和2年度に借り入れた組合債の元金償還開始などによる撤去整備分担金の増加など、昨年度と比較し17.3%、8,552万312円の減となりました。

また、使用料及び手数料につきましては、歳入総額の30.2%に当たる1億9,750万2,118円で、事業系一般廃棄物の増加などにより、昨年度と比較し3.7%、706万2,929円の増となりました。

続きまして、3ページの中ほど、第3表をご覧ください。

歳出の概要についてご説明をいたします。

歳出合計は6億4,629万1,001円で、区分別の構成比は昨年度とおおむね同じ傾向ではありますが、公債費につきましては、令和2年度に借り入れた組合債の元金償還開始により、昨年度と比較し176%、2,937万424円の増となりました。

続きまして、主要な事業の概要についてご説明をいたします。

8ページ上段、事務局運営事務事業費でございます。令和4年度に約1,500万円にて実施した事務室内のサーバー機器類更新等費用が皆減した一方で、事務局の体制変更や一部崩落した法面の応急工事、事務用パソコンの更新などを行い、昨年度と比較し844万6,660円の減となりました。

下段の環境監視委員会運営事業費につきましては、年3回の委員会を開催いただき、報償費及び費用弁償として20万940円を支出いたしました。

9ページの上段、基金利子積立事業費につきましては、表中のとおり、それぞれの運用益を各基金に積み立てるとともに、下段の環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費につきましては、余剰電力売電料の全額と処理手数料の一部を合わせ4,992万6,159円の積立てをいたしました。

少し飛びまして11ページの上段、清掃総務事務事業費でございます。主に、施設センター長及び施設職員の人件費などございまして、昨年度と比較し70万4,170円の増となりました。

下段のごみ焼却処理事業費につきましては、価格高騰に伴う消耗品費や燃料費が増となる一方で、長期継続契約である維持管理業務委託費は、年度間の増減により約1億円減となったことから、昨年度と比較し9,171万2,879円の減となりました。

12ページの上段、ごみ焼却外処理負担事業費につきましては、フェニックス建設事業、廃乾電池処分、小動物死体処理、伊賀市への環境保全負担金などございまして、実績等に基づき1,103万5,454円を支出いたしました。

下段及び13ページの組合債の元金及び利子償還事業費につきましては、令和元年度及び令和2年度にそれぞれ借り入れた打越台環境センター施設撤去事業債に係るものございまして、特に、組合債元金償還事業費につきましては、令和元年度に借り入れた1億2,670万円に加え、令和2年度に借り入れた2億3,540万円に係る元金

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>償還の開始に伴い、2,942万5,000円の増となりました。 なお、当該償還事業費につきましては、その支出に当たり、打越台環境センター撤去整備に関する基金から920万円の繰入れを行ったところでございます。 以上、認定第1号の補足説明とさせていただきます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>続きまして、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。 谷川監査委員、報告を求めます。</p>
<p>谷川監査委員</p>	<p>監査委員の谷川でございます。 令和6年10月17日に管理者に提出いたしました令和5年度の木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査の結果につきまして、お手元の審査意見書により述べさせていただきます。 なお、本意見は西井代表監査委員との合意によるものでございます。 それでは、意見書1ページをご覧ください。 審査の対象は、令和5年度本組合一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書で、令和6年10月16日に環境の森センター・きづがわにて審査を実施いたしました。 審査の方法は、管理者から送付を受けました一般会計の歳入歳出決算書等が関係法令等に準拠して調製され、これらに記載された計数の正確性及び予算執行が適正かつ効果的に行われているかということを確認するため、各関係帳簿、証拠書類と照合を行い、関係職員から説明聴取を行うなどして、慎重に審査をいたしました。 結果、審査に付された会計の歳入歳出決算書等は、関係法令等に準拠して調製されており、審査した範囲内においては、その計数は、関係帳簿等と照合した結果、適正に表示、処理されていると認められ、予算の執行についても、総括的には適正に執行されていると認められました。また、基金は、設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。 審査の概要につきましては、意見書の2ページから11ページの上段にかけて記載しております。業務の状況につきましては、供用開始後6年が経過する中、計画的で適正な運転や維持管理を行うことで、特段の支障等もなく稼働されており、令和5年度のごみ受入れ量は、前年度と比較して0.2%の減の2万3,704トンでした。引き続き、安全かつ安定した運転や維持管理に向け、適正かつ定期的な点検や整備に努められるよう求めます。 決算状況につきましては、歳入の決算額は6億5,361万802円で、前年度と比較いたしますと9.6%の減、歳出の決算額は6億</p>

谷川監査委員
つづき

4,629万1,001円で、前年度と比較いたしますと9.7%の減となっており、形式収支額及び実質収支額は、いずれも731万9,801円の黒字となっています。

なお、歳入、歳出の状況、ごみ状況の原価計算及び発電・受電状況、財産に関する調書につきましては、3ページから11ページの上段にかけて記載しておりますが、先ほど事務局から説明がありましたので説明を省略させていただきます。

今回の決算審査の全体のまとめにつきましては、11ページ中ほどから13ページにかけて「むすび」として記載しておりますので、その要点についてご説明いたします。

1点目は、歳入、歳出についてでございます。手数料収入につきましては、草などを含む事業系一般廃棄物が増加したことなどから、前年度に比べ706万円増加いたしました。新型コロナウイルス感染症によるごみの搬入量への影響は一定収束してきたものと推測される中、手数料収入の増加は財政上は有利に働くものの、一時的な受入れ量の増減などは焼却処理への影響も懸念されることから、これらの傾向等について引き続き注視し、日々の運転管理に努めていただくよう指摘いたしました。

余剰電力の売電収入につきましては、前年度と比べ6万円の減少であるが、例年同様、夏場を中心とした効率的な発電に努められたことを評価するとともに、落雷等による緊急的な受電や電気料金の調整額等の低減などにより、光熱水費が前年度に比べ159万円減少したが、引き続き業務全般の節電対策に努めていただくよう指摘いたしました。また、余剰電力の収益については、引き続き確保に努められるよう指摘いたしました。この部分の記載につきましては、昨年度の決算審議におきまして、宮嶋議員から表現が読み取りにくいとのご意見をいただいたことを踏まえ、代表監査委員と共に本意見書を取りまとめる中、文章の表現等を変えるには至っておりませんが、これまで同様、余剰電力の確保を主たる目的とするものではなく、前段で申し上げたとおり、適切な運転管理の下、安全かつ安定したごみ焼却を行う中で効率的な発電に努めるよう指摘したものでございます。

なお、需用費につきましては、前年度に比べ591万円増加しており、社会情勢の変化に伴う消耗品や燃料費の価格高騰といった影響も見受けられることから、引き続きこれらの動向を注視しつつ、安全かつ効率的な運転管理に努めていただくよう指摘いたしました。

2点目、環境の森センター・きづがわの運転維持管理についてでございます。環境の森センター・きづがわの運転管理につきましては、夜間・休日の運転、設備点検に関する業務を民間事業者へ委託していることから、当該民間事業者との連携、情報共有を欠かせないものとして、引き続き日々の引継ぎや定期的な会議などにより情報共有を図り、迅速かつ適切な運転管理を継続するよう指摘いたしました。

3点目、各基金の運用についてでございます。令和5年度末における4種の基金につきましては分散管理されており、リスクマネジメントの観点などから有効的なものと認められるとともに、高利率での運

<p>谷川監査委員 つづき</p>	<p>用を開始する動きも見られました。引き続き確実かつ効率的な運用という観点の下、適切な管理、運用に努めるよう指摘いたしました。</p> <p>4点目、各基金の活用についてでございます。打越台環境センター撤去整備に関する基金につきましては、令和5年度から当該工事に係る組合債の元利償還の財源として取り崩し、残高が減少しているが、目的に沿った活用であると認められます。また、環境の森センター・きづがわ維持管理基金につきましては、引き続き安全かつ安定した稼働を継続するために、計画的で適切な設備等の修繕・更新等が求められるところです。今後、これらの費用負担の発生により、組合構成市町の分担金負担が大きく増加する際は、各種基金の効果的な活用により年度間の負担の平準化を図るなど、適切に対処するよう指摘いたしました。</p> <p>5点目、適正かつ効率的な組織体制についてでございます。令和5年度から人員体制を一部変更し、組織全体のマネジメント力の向上なども期待できることから、引き続き適正な組織体制の構築及び人員配置の下、円滑な業務推進に努められるよう指摘いたしました。</p> <p>最後に、業務上横領に係る損害賠償請求の状況についてでございます。平成22年8月に判明した嘱託職員による処理手数料を着服した事案につきましては、被害額と遅延損害額を合わせた損害賠償額の総額は、令和5年度末時点において1,356万7,119円となっています。本人の収入や年齢などから、損害賠償金の完済を見込むことが困難な状況であることは変わりございませんが、引き続き損害賠償金の徴収と滞納整理に努めるよう指摘いたしました。</p> <p>以上で、令和5年度本組合の一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いますが、決算書または資料の何ページかを示していただいた上でお願いをいたします。</p> <p>それでは、歳出について質疑ございませんか。</p> <p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>成果の報告書10ページの監査委員運営事業費2万1,336円について、まず聞きます。</p> <p>これは、昨年11月の令和4年度の決算審査の際に、監査委員報酬が低いのではないかと尋ねました。事務局長からは、今後のいろいろな動きを見ながら検討する内容の一つではあるのではないかとというふうに考えていると。ただ、今、具体的な何か案を持って動いているわけではないという答弁がありました。</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>この件に関して、管理者会で検討されたのでしょうか、お尋ねをいたします。これが1点目。 もう一点は、成果の報告書8ページの上段のところに、施設パンフレット印刷製本費があります。これは例規の印刷と合わせて41万8,000円というふうになっているわけです。先ほどの一般質問でも、パンフレットについては2種類あって、小学生向けのものと一般向けのものがあります。ここでいうパンフレット印刷製本費というのはどれに当たるのか、ご説明ください。 以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ただいまの1点目、監査委員の関係でございます。 以前、この監査委員の報酬についてというご質問、ご指摘、確かにいただきまして、今後の話というようなご答弁をしたと存じております。これを管理者会で検討したかということではありますが、あの後、私どものほうで、まずはちょっと周辺の一部事務組合でございますとかこういったところの聞き取り等も行いながら、現段階ではちょっと具体的なまだ方針が示せないということで、令和5年度において管理者会での検討というのはいたしておりません。 8ページのパンフレットの関係でございます。 先ほどの一般質問で、申し訳ございません、改めてちょっと答弁が漏れておったかもしれませんが、パンフレットにつきましては、大人用のパンフレットの在庫、部数についてはしっかりと今、手元に持っておりませんが、まだちょっと数箱単位で残っている状況でございます。大人用のパンフレットについては、今現時点でちょっと毎年度の更新というのはできていないというか、していないところでございまして、資料の8ページの上段にございます印刷製本費、施設パンフレット、例規集、41万8,000円とございますのは、施設パンフレットは子供用、子供用のパンフレットを1,500部更新をいたしております。例規集については50冊作成をいたしております。これの合計の41万8,000円という支出でございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>監査委員の報酬についてであります。 これは昨年も指摘しましたように、相楽中部消防組合の報酬と全く同じなんですね。先ほど監査委員から報告がありましたように、また、決算にも書かれていますように、例月出納検査が3回と決算審査</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>が1日、延べ4日なのですが、実質は3日来ていただいているわけ あります。それが、先ほども指摘をしましたが、低過ぎないかとい うことでもあります。これはもう改めてここで詳しく言う必要はないかも 分かりませんが、年3回来ていただいて、代表監査1万2,000 円、年額ということになっておりますので、ぜひこれは管理者のほう で、それぞれ一部事務組合ありますが、見直していただきたいとい うことを再度申し上げたいと思います。</p> <p>それから、この大人用のパンフレット、大人用といいますか一般 の、指摘をしているのは、一番後ろのページの地図が古い地図、すな わち、新しく木津川に橋が架かり163号線が変更になっているわけ であります。だから、少なくともこのところだけ何かシールの一 つで貼るとか、併せて、先ほど言いましたように、ホームページ がせっかくあるんですが、ホームページの紹介がないんですね、UR Lがない。だから、それも併せて、この最後のページにシールを貼 るといような方法でできないかという指摘であります。</p> <p>これは、5年度決算の、今、審議をしています。6年度にそうい うことがされているのかどうか分かりませんが、ちょっとその点、もう 一度お答えください。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>2点目のパンフレットの件のご質問になろうかと思えます。</p> <p>パンフレットについては、申し訳ございません。今、具体的に修正 をかけて皆様にお配りしているという状況ではございません。</p> <p>私ども組合のホームページについては、その部分は修正をしたも のです。次回更新をした場合は当然新しくなると。ホームページ の記載等については、これから刷新してつくっていくものでございま すので、頂戴したご意見を基に入れ込んでいくということは可能な なと思っておりますが、今日いただいたご意見についてはしっかりと受 け止めさせていただく上で、今現在では、そういった訂正をしたパン フレットというのは作成はできておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>ちょっと念押しになりますが、明らかに地図が大きく変わったわけ ですから、道路が変わったわけですから、もう今はシールで貼るなん ていうことはもうたやすくできる。それは、もちろんそれを作成する 費用は要りますけれども、まだ在庫がどれだけほどあるか、先ほど述 べられたとおりでありますので、それがまた令和でいう6年度7年度 と続くようでしたら、もうぜひ検討いただきたいということをお願い</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>します。 検討いただけますでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>本日いただいた意見をしっかりと受け止めて、是正していけるところは是正していきたいと考えてございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかにございませんか。 佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>それでは、よろしく申し上げます。 さっき、議選監査委員さんから代表監査委員と同じという話だったので、まず、監査委員に何点かお伺いをしておきます。 決算審査意見書の5ページにある財産収入の、利率低下で収入減といった中身がありましたが、残念ながらというか、先週頂いたこの参考資料の中にはその数値が書かれていないんでね。何がどうなったか分かりませんが、内容についてお聞かせください。 次に、9ページにある1トン当たりの処理費の計算について、これはどういう計算でこういう数字になるのかについてです。 次に、同じく、多額の費用負担、基金の適切な活用ということは、どういう意味を持つのかというのが3点目。 4点目が、11ページの除草等の受入れについての意味についてお聞かせください。 5点目は、同じく12ページにある基金運用の920万円の取崩しは適切というふうに判断をされていますが、この920万円が適切という何らかの基準があったかどうかについてです。 次に、歳出関係ですが、議会費に関係しますが、先ほどの5年度の補正予算をやった上で分析された、時間的に言えばそれは当然なだけけれども、なっているんです。だから、いわゆる施策の決算審査報告書にも、全部、例えば調定額の100%というふうになるんだけど、あまりそれってどういう意味を持つのかと。要するに、当初予算を組んだ状況から決算がどうだったかというのは、基本的には、当初予算との比較なら分かるんだけど、100%ということになると、これどういう意味を持つのかがいまいち分からないんですよ、何を意味するのか。というのは、どういう意味を持つのかという点です。 同じく附属資料7ページの議員報酬、先ほども監査委員の報酬がありました。私個人または精華町議会としても考えているのは、議員報酬というのはその議員さんの活動量に応じて決めるべきだと。だ</p>

佐々木議員
つづき

から、近隣と同じような自治体がそうだからうちもそうしますとか、要するに横並び的なものですね、というのは、基本的にその議員なりまたは特別職の働きとは関係ないというふうになってしまいますので、そうなった場合、今の議員報酬、一般議員が2万4,000円、議長が3万6,000円ですね、の根拠は一体どこにあるのかという点で、この点です。

次が、同じく7ページの総務関係ですけれども、附属資料の7ページの、今度は、管理者、副管理者の報酬の根拠もいまいち分からないんです。ちなみに、ここの附属資料に、成果の説明書に書かれている、何回昨年度会議をやったかということで割り戻すと、管理者が、日給というか1回当たり2万円、議長は1日当たり5,100円、議員に至っては1回当たり3,400円なんですね。という差が生まれています。ですから、この根拠について、もうちょっと整理をする必要があるんじゃないかと思えますけれども、どうなんでしょうか。

次は、附属資料8ページの監視委員会の件で何点か伺いをします。今回、参考資料の中で、監視委員会の、3回かな、の議論、やり取りの概要が示されたので、非常に中身がよく分かりました。これも、先ほどの専決処分との関係でもあるんだけれども、これだけ監視委員会で様々な議論が展開されたにもかかわらず、それが即時公表されていないのかな。そういう状況にありますよね。これ、やっぱりもったいないですから、即時公表をしない理由について伺います。

同じく監視委員会が議論をしている様子を読むと、何らかの資料が提供されているんですね、これ、会議に際して、と読み取れます。処理量とは何かそういういろんなものが、または環境測定値だとか何らかの資料が提供されてこの議論になっているだろうと推測をしますが、その資料が提示されないので、一体どういう資料が提示されてこの議論になっているのかというのが、その次の点です。

同じく監視委員会の中で、この間、議会運営委員会でも若干、たまたま似たような議論をさせてもらいましたけれども、いわゆる災害時のこの施設の前面道路の代替ルートについて考えるべきじゃないかという議論がされていますよね。これについて、どんな議論だったのか、また、どう考えているのか。

同じく災害時の、これはもしかしたら市町がやるべきことだというふうな答弁が返ってくるのかもしれないけれども、この組合とも直接関わる災害時の災害瓦礫等の仮置場関係のことが議論されていますよね。44ヘクタールと17.2ヘクタールというのは、多分44が木津川市で17.2が精華町だと思っただけけれども、昨年段階では、6年度の第1回目の段階で、報告しますということで、その資料がないので分からないんですけれども、この仮置場問題というのはどういう状況になっているのか。

次に、11月8日の監視委員会で議論された草木等については、堆肥だとかチップ化という議論がされています。その中の、事務局だと思っただけけれども、答弁というか回答の中で、構成市町での新しい取組という表現があります。中身が分からないんです。木津川市や精

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>華町で、この草や木を堆肥化したりチップ化するという新しい取組というのは、動きがあるのかどうか。あるんだったら、一体何を意味しているのかというのが分かりませんので、これができれば、一定本組合への持込みが減るということになりますよね。ごみの減量につながります。この議論のてんまつないし見通しについてであります。</p> <p>次に、11月8日と3月7日に議論されています奈良市の処理場が不具合のときの引受けをやったということに関して、これは協定はなかったというふうな議論がされているんです。ほかの文書を読ましてもらおうと、何かあった場合にはお互い助け合うよということが言われたり、また、協定に基づいて何らかのことをするよというのが言われたり、ちょっと、いわゆる統一性が若干分からなくなっています。何かあった場合、やっぱりお互いさまという気はするんで、この相互の協力状況、また、こんなことがあったらうちが若干引き受けますよとかいったような話というのがないままに、先ほどの一般質問じゃないけれども、それぞれの事態に応じてその都度判断をするということになっている可能性が高いと推測をしています。しかし、災害時に一定近隣の施設、要するに被災をしていない施設ですね、被災をしていない施設にお願いできるのであれば、それは被災地は非常に助かるわけで、ある程度見通しを持って災害瓦礫等の処理計画をつくることのできるんだけれども、もしそれがなければ、災害が起こってから個別折衝を始めて、その災害ごみの処理計画をつくらざるを得ないという話になってきますね。それ非常に手間だし、迅速性にも欠けるわけなんだけれども、そういった意味で、この奈良市の不具合、奈良市の場合には災害ではないけれども、奈良市の不具合での引受けの議論をきっかけに、そういった話をすべきだと思うんですが、この点どうなっているのでしょうか。</p> <p>また、11月8日の段階で、一部事務組合との連携というのが言われていますが、この意味は一体何のことなんでしょうか。</p> <p>また、同じときに、これも私、初めて知りました、このあたりが観光資源になるかもしれない。だから、イベントが企画されるかもしれない。その際にこの施設を何らかの活用ができないかみたいな議論がされていますよね。この場合のイベント活用というのは何を意味するのかについてお聞かせをください。あと。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、一回切っていただいたほうが。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>いや、でも1回でしょう、回数は。カウントされるんだから駄目ですよ、それは。だって、そういう申合せでしょう、議運では。回数制限は解除しないということだから、はい、ということですよ。</p> <p>あと、振興特別基金の扱いについて、これ議論されていますよね。地元ののために使ってほしいというような趣旨で議論されていますが、これの考え方について確認をさせていただきたいと思います。</p>

佐々木議員
つづき

それともう一個、議運の中でも緊急時の議論をさせてもらっているんだけど、この間。ちょっと気になる点があって、今年の3月7日の監視委員会の中では、緊急時の連絡体制はまだできていないという議論がされているんですよ。非常に、この間の議会運営委員会での議論を踏まえると、何で今年の春段階で、何かが起こったときの緊急時の体制ができていないのかというのがよく分かりませんが、これが昨年度、今年3月だから昨年度ですね、昨年度の段階で議論されていますが、これ、今も現状は変わっていないかどうかです。

委託料に関してお伺いしますが、決算書の委託料の中に、新地方公会計の対応支援というのが約100万円近く計上されていますが、この中身と必要性について確認をさせてください。

あと、基金の管理に関してですが、私の記憶では、今年の3月だったかな、に、日銀の方針が変わって金利が上がっていますよね。これ、実際持っているお金、元金とどれだけ金利差があるかによって変わってくるけれども、場合によっては、低い金利のものを解約して新しい金利の契約をしたほうが、預金をしたほうが実入りがいいということが考えられるんですが、その検討というのはどうなって、どういう措置をされたのかという点であります。

あと、例月検査の件でよく分からないのは、例月検査の関係で、報告書というか参考資料を出してもらっているんですけども、一応かがみと言われる部分は出してもらっているんです。が、さっき申し上げたように中身が分からない。要するに、各口座ごとにどんな状況になっているのかが全く分からないで、監査委員さんの結果だけ載っているんですよ。という点で、中身がない状態で例月監査がされているんですかということと、それから、これは基本的に管理者宛てと同時に議長宛てに出されていますよね。それはそれでいいんですけども、前から何遍かお願いしているのは、議長宛てに出された文書というのは、ほかの議員には知らされていないですよ。それでいいのかどうかというのは、何回もこれお願いしました。議長宛てに出されたもの、要するに、これまでの答弁は、組合の執行部からの答弁は議長に出しているんだからいいやろうということなんです。議長に出すんだから、見たかったら各議員は見に来いよというのがこの間の答弁です。そうじゃないでしょうと。だって、私ら、いつ議長宛てに報告されたか知らないですから。知る方法はないんですから、何が。例えば例月の検査の報告書が何月何日に監査委員から議長に報告されたかは知る由がありません、今。その段階で見に行いと言われても、それは無理なんです。少なくとも、今申し上げたように、中身を提示するか、もしくは何月何日付で議長宛てに例月検査が報告されたから、これはどこにあるから、見たかったらここにおいでよというようなところまでやらないと、私ら活動できません。毎日毎日ここに電話するわけにいかないのという点で、一体どうなったのかという点です。

もう一個、監査の関係でいえば、定期監査の件なんです。これ、昨年段階で、昨年の決算の段階だと思っただけけれども、議論させてもらって、定期監査の報告書と、いわゆる決算審査報告がほぼ一緒だった

佐々木議員
つづき

ということを指摘させていただきました。それに関しては、今回の参考資料では、定期監査は別に出てきましたが、中身からいうと、これ決算審査ですよ。定期監査の中身じゃありません。なぜこれが定期監査なのか、また、どこかのところに包含してという言葉が書かれています。ただ、しかし、なぜ監査制度の中に、決算審査と定期監査と随時監査の、いわゆる種類に分かれているかという、中身が違うからでしょう。中身が一緒だったら分ける必要ないんですよ。中身が違うから種類に分かれているんですよ、当たり前の話。けども、さっき申し上げたように、定期監査の中身がほぼ決算審査に等しい。聞きたいのは、定期監査のテーマを何に決めたのか分からない。一応日程は出ましたよ、資料として。決算審査の日と同じ10月何日かにやりますというのは出ていますが、それがどんなテーマで定期監査するのか全く書かれていないので、分からない。結果が、決算審査と同じものが出てくるというのは、極めて、言い方悪いけれども、まともに受け取ってもらっていないという話になってしまうんで、定期監査に関して、もうちょっと計画的かつ法に基づいた、法の趣旨に基づいたことをやるべきだとは思いますが、これ6の2の資料です。これはどういうことでこうなったかということですよ。

次に、受益と負担の考え方をちょっとお聞かせ願いたいんですけども、この6の関係ですけれども、いわゆる監査委員さん、これ間違っているとは思わないんですけども、いわゆる急激な負担を避けるために、または平準化を図るためにということで、基金の運用とかいろいろ書かれているわけですよ。で、確認したいのは、例えば自治体が何かの施設、ハード面の施設を建てるときには、基本的にその施設を使う人と負担する人、つまり受益と負担ができるだけ一致をするような形で財政負担をしますよね。具体的に言えば、今まで貯金をしてきた基金で払うんじゃないしに、一部払うとしても、起債をして、将来返すときに納税負担をする人と、その施設を使う時代に生きている人がほぼ一緒になるような措置をするんですよ。この場合、ここの施設の場合、受益と負担の関係性、つまり受益と負担の公平性を担保しようと思った場合に、基金を使うのがいいのか、そのほかの方法を使うのがいいのか、何らかの判断基準がないと、お金があるから使おうということにしかならない。けども、その点、この受益と負担の関係で、どんな考え方があるのかという点であります。

あと、衛生費の関係でいえば、分析委託をされています。これはいいんです。いいんですけども、気になるのは、分析をしてもらって出てきた表がありますよね。またこれホームページも公表されているんですけども、この出てきた結果、検査結果というのを、じゃ、誰が分析するのかということなんです。それとも、分析を委託する会社なり委託先が評価までくっつけてくるのであれば、それはそれで出していきたいと思うんです。言っている意味分かりますね。例えば、私らが例えば血液検査を病院でやると、検査の結果だけもらっているのか、それとも、その検査結果で、医者があんたはコレステロール値が高いからこうしなさいとか、このままほっとくとかこうなりますよと

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>というようなのが評価ですよ。その評価を誰がしているのかというのが分からないんです。だから、検査結果を見ることはできるんですけども、評価を誰がしているのかについて、もしないならいいで結構ですけども、どうなんでしょうか。</p> <p>それと、緊急点検の費用がかかっていますが、これはいつ何が起こったんでしょうか。</p> <p>さらには、今日若干追加で出しいただきましたけれども、追加で、11月18日追加資料にある中で、懸念しているのは、前も若干言いましたが、木津川市さんは、令和7年を目途に、1人当たり1日326グラムの目標に対して、令和5年度では389という数字で、あと2年、実質あと1年半ですよ、今になったら。1年半で約60グラム1人当たり減ということが、市の目標です。精華町のほうは、再来年度は、だから8年度末だけれども、429.6グラムが目標値で、現在5年度で436.5、あと約7グラム未達成な状態にありますよね。これ、今日も幾つか議論ありましたけれども、うちは処理するだけだという立場を取り続けると、じゃ、市町の減量努力に対して何のコメントもしないのかということになってしまいうんだけれども、それじゃ、ある意味、責任持つような処理ができないと思っています。この市町の達成状況でどういう分析をしているのかについてお聞かせを願いたいと思います。はい、お願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>谷川監査委員、どうぞ。</p>
<p>谷川監査委員</p>	<p>たくさん言っていたので、全てを書き上げられたわけじゃないんですけれども、そのうちで、2点ほど私のほうからちょっとお答えしたいと思うんですけれども、1点につきましては、920万円という数字をおっしゃった件なんですけれども、これは、去年もその数字が出てきたと思うんですけれども、この分につきましては、打越台環境センターの撤去整備に関する基金を取り崩す中で、どうしたらいいのかということで計算した中、約6,500万円近くの基金がございます。それを7年で割りますと920万円という数字が出てきますので、令和12年まではそれでいけると。残った残金は約25万円ぐらい残るだろうということになって、その以後については、また各市町のほうで分担金を出してもらおうということ、平準化という形を取ったということになっております。</p> <p>もう一点につきましては、金利についてなんですけれども、最近金利の状況は上がりつつある状況でございます。そういう中で、このページ数でいいますと9ページの上段なんですけれども、基金の積立でしている金額、金利の決算額が3万4,407円でございます。その中で、金利が、低いので0.002%、高いので0.015%ということになっております。ということで、監査委員のほうも、できるだけ有利なお金を使ってほしいということは再三言っております。</p>

<p>谷川監査委員 つづき</p>	<p>最近、農協、J Aの金利が上がってまいりましたので、そちらのほうへも令和6年度から実施されるというふうに聞いておりますので、一遍に、すぐにぽっと変えて、ちょっとたとえ一円でも高くというのは、私らも思っていることでございますけれども、現実的には、やっぱりペイオフの関係もいろんなことも踏まえてやっていただけたらいいよということで答弁しております。</p> <p>あと、ちょっと細かいやつ、だっと言われてんけれども、全く入りにくいところがございますので、ちょっと詳細については事務局のほうでお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご質問、ちょっと順番にいきますが、また漏れておったら指摘のほうよろしくお願いをします。</p> <p>監査委員のほうへ向けての話も、我々のほうで答える部分があったと思いますので、若干補足して申し上げます。</p> <p>まず、財産収入の関係につきましては、収入が減だということでございました。先ほど監査委員からもあったように、適正に年度間で管理をした上での結果ということでございます。</p> <p>それから、9ページにございます処理原価、意見書の9ページにある処理原価でございますが、続く10ページをおめくりいただきまして、10ページの上の表、この表が処理原価を導き出した参考の資料になってございます。支出済額から、真ん中に控除額がございしますが、備考欄にあります打越台環境センターの撤去整備基金に係る部分とか、それから維持管理基金の財源とか、歳出に含まれる部分で、ごみ処理に直接影響しないものを控除して残ったごみ処理経費、これを基に処理量で算出するという算式で求めたものでございます。</p> <p>それから、基金の活用の部分でございますが、これにつきましては、今回、先ほどの監査委員のご答弁も含め、打越台環境センターの部分で920万円の繰入れというのは当然しております。これの基準はという部分でございますが、この打越台環境センター撤去整備の基金については、組合のそれに関する基金条例に基づきまして、この打越台環境センターに係るもので基金に繰り入れていくというものは問題ないものがございますので、こういった条例に基づいても行えているというところでございます。</p> <p>それから、除草等の変動という部分でございますが、除草等について、入ってくる草については、今までの一般質問の中でも、いわゆる水分を含んでおればかなり重量にも影響するというお話はさせてもらったかと思えます。この草木等がどうしても時期的に一時的に集中する時期というのも年間あり得ますので、そういったときに、普通の家庭系なり事業系なりの可燃ごみは通常どおり出ているのであるけれど</p>

松井事務局長
つづき

も、そこに一時期に大量にそういった草木類が入ることによって、ごみピットで当然調整するんですが、そういった、いわゆる混ざり方が悪くなったり、そういったことになると未燃につながるということもございますので、こういったことには注意しながらやりなさいというようなご指摘も含まれているものかなと思っております。

それから、その後、歳出の関係で、調定の100%の意味というところでございますが、すみません、ちょっとこれあたりも趣旨と違ったら申し訳ないんですが、先ほど来ありましたように、さきの議案で、3月29日の専決処分を受けたとおり、構成市町の分担金、負担金で賄っている歳入が多いものですから、それを、こちらでいわゆる不用額として抱くことなく、単年度でもう構成市町にお返しして、できるだけ負担を減らしていくと。必要な分だけを組合のほうへ預けていただくというような方法を取っていきたいと思っておりますので、調定に対して100%の支出ということであれば、必要な分だけここに入っていて、いわゆる不用額が少なくなってくるということにつながってくるのかなというふうに。ですので、余計な負担といいますか、組合のほうでいわゆる抱きかかえるような余剰財産は持たないというようなことにつながるのかなというふうにお考えいただければと思います。

それから、議員報酬と正副管理者の報酬につきまして、別でご質問いただきましたが、内容は、根拠、それから見直しはどうかという話だったかと思っております。根拠につきましては、申し訳ございません、私、今、明確にこの当時の根拠となったものを持っておりませんので承知はしておりませんが、打越台環境センター時代、相楽郡西部塵埃処理組合の時代から規定されておったもの、それを、今、平成30年に、こちら今の木津川精華町環境施設組合に移ったときに例規見直しをいたしておりますが、そのときに引き継いだものということで、それ以降の見直しはしておらないというところでございます。

それから、環境監視委員会の関係で議事録を即時公表すべき、しない理由はというところでございます。これも、佐々木議員からの一般質問でもいただきました情報公開の公表の共有というところにつながりますが、個別の判断ということで、ご意見いただいてから環境監視委員会のほうにもご相談申し上げましたが、現時点では、そこまで、会議録の公表をホームページでするまで、そこまでは要らないんじゃないかというご判断の下、していないというところでございます。

それから、どういう資料で議論しているかというのは、当然、資料は我々手持ちとして持っておりますが、ホームページでも公開しておりませんので、ご要望いただかないとちょっとお出しできないものになっておりますので、これについては別に秘匿情報でもございませんので、必要であるということであればご用意することは可能かなと思っております。

それから、その環境監視委員会の中で、災害の関係で、代替ルートでありますとか仮置場の関係、こういったものが話の中にあったというところがございます。決算でお配りした参考資料の、場所というと

松井事務局長
つづき

資料の8の2辺りになるのかなと思うんですが、令和5年11月8日に開催いただいた環境監視委員会で、これら災害廃棄物処理計画の関係、特に木津川市で動きがあったということで、開催したときに出てきた議論かなと思います。このときは、この資料にもありますとおり、(4)その他、木津川市まち美化推進課が出席ということで、この木津川市における災害廃棄物の処理計画に係ることについては、木津川市の職員にこちらお見えいただいてちょっと対応いただいたということもございますので、混ざってちょっと載っているというようなことにもなっております。ですので、代替ルートでありますとか仮置場関係につきましては、構成市町のほうで整理をお願いしたいということで、最終的には確認をしているところでございます。

それから、草木のチップ化の話でございます。これについても、同じく、資料8の2の前段のところ、(1)の上から3番目の点、継続して草木の比重が重いのであれば堆肥化やチップ化と云々とあります。これについては、下、事務局の当然答弁でございますが、事業所の努力に頼るところもあるが、構成市町の新しい取組が始まれば取組に沿った処分をしていただきたと考えているということで、具体的な例があるわけではなくて、期待を含めての発言というふうにご理解いただければと思います。

それから、奈良市の協定の関係です。これは、木津川市におきましては奈良市と包括連携協定という形で、いわゆる一番大きな枠組みで、ここのごみ処理に関わることに特化せずに大きな枠組みでの連携協定というのを、今、取り交わしておられます。その大きな話の中で、様々な行政課題について連携していこうという中で、このときは、こういった奈良市のごみ処理場の緊急対応についてお話があったのではないかとこのように考えてございます。ですので、今現段階で、災害に特化した内容で他の市町と私どもの組合で協定を結んでいるという状況はございません。

それから、18日に一組との連携というお話がございましたが、ちょっとこのあたりが、申し訳ございません、私のほうでどのあたりのご質問であったかが、今、定かではございませんので、ちょっとご答弁がなかなかしにくいところでございます。

あと、イベント活用につきましては、これは環境監視委員会さんは、ここに関わる鹿背山区と法花寺野区という両区の関係地元の住民さんからご出席をいただいている中身でございます。例えば鹿背山区なんかでも、鹿背山区内でいろいろと鹿背山区内の活性化、それから、このセンターのちょうど隣接するといいますか、センターと一体化を思われておられますが、学研木津北地区でありますとかそういったところの活用を考える上で、そういったイベントごとをする際は当然ここも一体的にいろいろな事業として、鹿背山区、地元としてはいろいろ考えていきたいというご要望の中で、そういったときにちょっと開放してもらったりとかいうことはできないかというような思いの中で出たご発言ですので、私どもとしては、協力できる範囲でということでの対応になってこようかなと思っております。

松井事務局長
つづき

それから、振興特別基金の考え方でございますが、議事録にも少し、恐らく記載はあったかと思いますが、現段階ではこれについて特定の目的を持っているものではございませんので、今後の課題の話かなというところでございます。

それから、緊急時の対応ができていないというのは、恐らく通信網の関係のところのお話かなと思いますが、このときに、例えば防災無線であるとか衛星電話ですか、そういったものの活用はというようなお話があったかと思っておりますが、当然市のほうにもまたお持ち帰りいただいての話になりますが、現時点でこれらの整備ができていないわけではございませんので、具体的な進展はございません。

それから、委託料の関係で公会計の支援対応、これにつきましては、私どもも地方自治体として公会計対応をしていって、様々な財務書類を作成していかなければならないのに当たって、少し私どもの特性でもございますが、なかなか事務の職員が人事異動で替わったりして、これにたけた者がずっとおられるわけではないという状況もございまして、この公会計が、安易な形というか、いわゆるそこまで専門的でなくてもシートの的なものでできないかというようなこともいろいろ検討もしてきたんですが、若干のやっぱり知識は入っていないとなかなか難しいということもあって、これを業者に、財務諸表をつくる支援を受けているところでございます。

基金管理の金利のアップにつきましては、おっしゃっているとおりでございまして、情勢によりまして、金利については今、変動しておいて、高いものが出てきているのが実情でございまして。我々も当然そうになりましたら、先ほど監査委員の意見にもありましてとおりの、高利率で運用していくという観点もございまして、そういった考え方はございまして、ちょっとこの社会情勢に合わせて、この時期で上がったから今、この時期で下がったから今みたいな、少し場当たりの判断をするというのも、なかなか大きな基金というものを動かしていくに当たっては、管理上もそんなにあちこちというのもなかなかすぐわかないのではないかとということで、ある一定時期では当然考えていって、より高利率なもの、安全なところ、効率的にという観点については間違いないようにしていきたいというのは考えているところでございます。

それから、例月監査について、かがみが出ているけれども、中身が議員に知らされないし、今回の資料にもついていないという部分につきましては、もう確かにそのとおりでございます。中身につきましては、例月検査を受ける内容でございまして、その期間中における収入、それから支出、それに係る伝票類、そういったものを全て整えた上で、監査委員のほうでご確認をいただいているというところでございますので、これについては、いわゆる定例的な、そういったいわゆる帳票、伝票と言われるもの、その対象の月分のもを全てお預けして、あとは少しかがみみたいなものをつけてというようなことでやっておりますので、これは、つけると相当なまた量にもなってきますので、必要か必要で否かという部分については、議会のほうへご提出

松井事務局長
つづき

するとなれば、議会のほうでまたちょっとご相談をさせてもらった上でということになるかと思いますが、これも、当然秘匿事項ではございませんので、出すことについては問題ないかと思っておりますが、今現状では、我々のほうから積極的に出すところの判断までは至っておりません。

議長への報告が議員に知らされていないというのは、以前からお願いが確かにごさいました。ただ、これにつきましても、今のところは議長のほうへ報告をして、昨年度からでございますが、この決算のときに、こういった参考資料をおつけするというのを、昨年度初めてといいますか、させていただいて、今年度も、昨年度の議論はよかったのであろうということで、こちらから任意で提出をさせてもらっているものでございまして、この時点で出すことができましたので、適宜リアルタイムのご報告というはしていないところでございます。

それから、定期監査と例月検査の報告、この参考資料に係る部分でございます。これ包含という形、確かにこれらが全て、議員おっしゃいますように、全てテーマを決めて小分けに時間を取ってというのでも、それは当然それが正式な形と言われればそうかもしれませんが、私どもの今の監査のやり方といたしましては、期間もちょっと限られた中という中ではございますが、それぞれやはり毎月見ていただくのに当たっては、全体的なこの事務事業の動きなんかも把握しながらやらなければ、例月もうまくつながらないよねというような監査委員からのご意見もございまして、全体を包含してやりましょうかと。ただ、監査計画については、当然お示しをした中で分けて出しておりますので、それぞれちょっと、定期監査は定期監査、例月監査は例月監査としておりますが、内容については、そういったきちっとこのテーマということで確定したものでご議論いただいたというよりは、全体的にお願いをしているというのが実情でございます。

それから、受益と負担の関係につきましては、将来負担と現在の負担の基金の使い方みたいな全体的なところでございますが、まず、現在の受益といたしましては、当然ごみ処理に係る手数料は、ここで処理の際に現金で収受しておりますので、そういった部分については、今お引受けして、歳入として当然うちで受け入れていると。施設に関しましては、当然1年2年でどうこうしていくものではなくて、10年20年と使っていくものでございまして、当然将来的な負担というのは起こってまいります。その将来負担につきましても、将来に丸投げするのではなくて、現在の時点から基金として積み上げていけるものは積み上げていって、大きな負担が予測されるときには、今の方が基金で積み上げた分を負担することによって、受益と負担の関係についてはバランスを取っていこうということで基金を管理しているものかと思っておりますので、全部が基金、全部がその当時のときの受益者というわけではなくて、それぞれバランスを取るために、今、維持管理基金というのを大きく積み上げさせていただいているところでございます。

それから、分析結果については誰が分析するのかというのは、これ

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>は分析結果につきましては、今は当然、分析をお願いしている業者は結果を出すのだけが測定業者の仕事になります。それを誰が評価するのかにつきましては、これは別途また法の規定によって、3年に1度精密機能検査というのが定められておりますので、その3年に1度の精密機能検査の中で、3年分ではございますが、今のごみ質に関しても、この施設の計画に対して、こういう状況で今ごみ質が動いておって、今のところ問題ない、あるいは形状が変わってきたら影響が出る可能性があるというのは、その時点で、これは第三者、またコンサルであります、そこをお願いをして実施をしているものでございますので、別のいわゆる専門業者でその分析結果に対する評価を行っているというところでございます。</p> <p>それから、緊急委託の内容でございます。これにつきましては、成果の報告書のページで申し上げますと、8ページの上段、その部分でよろしかったですか。ちょっともしかしたら違うところやったら、申し訳ないんですが、すみません、ちょっと私、聞き漏らしておったかもしれません、ちょっと別でかかったものということで総体的に言います。</p> <p>8ページの上段、事務局運営事務事業費の内訳欄というか、ざっと成果を書いているところの下から4つ目に、工事請負費というのがあります。この工事請負費は、この施設の、すみません、方角はあれなんですけれども、ちょうどこちら側、私が向かっての右手の、こちらの奥の斜面、あそこが崩落した部分に対して応急処置を施したものでございます。</p> <p>それからもう一つ、ごみ焼却処理事業費のほうで申し上げますと、その他委託というのが出てまいりますが、このその他委託と申し上げますのは、この設備のほうについている各種測定器のセンサー、こういったものが当然不具合を起こしてまいりますので、こういった更正、少し数値に不具合が出た場合は更正を行うということなど、その他委託という部分で支出をいたしております。</p> <p>それと、市町のいわゆるごみ処理の目標に対して未達成となりかねないものに対して、こちらから何も積極的に行わないのかという部分につきましては、先ほどの一般質問でも一定ご報告は申し上げましたが、今現状、今の市町のごみの分別結果によってここへ持ち込まれる可燃ごみ、これにつきましては、適正にこの量で処理ができておりますので、今の現状を見て市町のほうに私どものほうから、このごみ減量目標に対してどうのこうのということで主体的にお話を申し上げるつもりはございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>大体幾つかは了解しましたけれども、幾つかはちょっと追加で願</p>

佐々木議員
つづき

いしたいと思います。

金利に関しては、特にこの間の金利の変更というのは、下手したら従来金利の10倍を超えるぐらいの金利変更が行われているわけです。これが0.1が0.2ぐらいの話だったら、そんな慌てずという話になるかもしれないけれども、0.01が0.15になるとかというような話になると、それはもう10倍15倍という金利が、例えば多く手に入るという話になるわけですから、ここはちょっと敏感に反応をしたほうがいいんじゃないかとは思っているところです。別に、過去のことだからもう終わっちゃったという話なんだけれども、そこはやっぱりできるだけ有利な運用をするという観点からいえば、その辺はちょっと迅速な反応があるんじゃないかというのをちょっと意見として申し上げたいと思います。

よく分からないのは、1トン当たりの話があったけれども、去年が2万8,000円、今年というか5年度が2万3,000円ぐらいですよね。私も西部塵埃のときに議員やったけども、次の年度に5,000円も変わるというのが、ちょっとそんなことがあまりなかった、記憶になかったので、これだけ5,000円も、要するに安くなっているんだけど、この変動要因がどこにあるのかというのがいまち分からないんです。その点についてお願いをしたいと思います。

除草等については、別に特に新たな取組があるわけじゃないという話でしたので、できれば、ここにもいらっしゃるけれども、構成2市町については、ここの負担を減らすということも含めて、そういった再利用というか、については検討をお願いしたいということだけ申し上げておきたいと思います。

別に私、議員報酬を上げろという立場で言っているわけじゃないんですけど、この間の議会運営委員会とか本会議または臨時会等の回数で割ると、さっき申し上げたように、昨年度に関しては、議員は1人1回当たり約3,400円ぐらいで、仮にこれ3時間の会議に出ると、今の最賃法すら下回るというレベルになるんですね。報酬だから、賃金じゃないので下回っても問題ないんだけど、そこになると、やっぱり活動実態との関係でどうするのかということから、全国町村議長会もいろんな考え方を出していますので、そこはやっぱり根拠はちゃんと、私らも言いたいので、ちゃんと根拠、そこについてやっぱり整理をお願いしたいと、これはお願いで結構ですけども、ということであります。

監視委員会さんに出されている資料については、前から議運でも議論になっていますけれども、全部が全部コピーして紙媒体で頂戴とは言いません。必要だったらデータで提供できる状態にあれば、それをこちらから取りに行くだとかということも含めてやれば、そんなにペーパーレスが可能ですので今の時代、逆に言えば、それで提供しておけば、経年的にデータ保存ができますから、経年的な調査検討も可能になりますから、できたら、そういったものについては、これまた今日は結構ですけども、次回の議運ぐらいに協議をさせていただいて、情報提供の在り方についてはちょっと協議をお願いしたいという

佐々木議員
つづき

ふうに思っています。

災害関係は、もう別の場でやりたいと思いますけれども、ちょっとやっぱり懸念しているのは、もし今、災害起こった場合に、どこで仮置場をつくって、どういうルートで搬入をして処理するのかというのが、この議論を見ていると、かなり災害がでかかったら、それこそ2年3年かかると処理できないみたいな話も書かれていますので、そうは言ってもらえないですから、どうするのかとなると、やっぱりこれ真剣に考えなきゃならない話だということは指摘をしておきたいと思えます。

奈良市の関係で、包括協定はあるところですがけれども、包括協定はあくまでも一般協定というか、言葉は悪いですがけれども、決まっているわけじゃないので、何かあったときに協力しましょうという話ですよ、簡単に言えば。なので、やっぱりかなり弱いというか、何かあったときの具体的な根拠になりにくい部分がありますので、包括協定は別にそのままでもいいんですけれども、できたら災害時ですよ、だとか、または緊急に炉をどうしても止めざるを得ないような状態が発生した場合というのは、やっぱり近隣の処理場とは連携を取りながら、できるだけ搬送にかかるコストも含めて、向こうに持ち込むコストも含めて、比較的、要するに安価で効率的に処理ができるという方向を目指さないと、結果的に、協定がなかったがゆえに交渉時間がかかっちゃったとか、それで足元見られて高くふっかけられたとかというようなことになりかねないので、だから、それは処理コストも含めて、一定のお互いさまというところでの話は、やっぱり要るんじゃないかということとはきちっと指摘をしておきたいと思っています。

組合との関係は、多分11月8日の、2ページぐらいにあると思う。これは別にし尿の関係で書かれているんだけど、そこについては、できれば、特に緊急時、災害時に関しては、この相楽というか山城南エリアに関して、幾つかの一部事務組合がありますから、その一部事務組合で関連する部分ってありますよね。なので、ここはやっぱりお互い連携というか、事前に協議をして対応するという体制を一方で取っておかないと、ああだこうだという話になりますので、だから一貫して申し上げているのは、何か起こったときから、起こってから相談を始めるんじゃないし、起こることを前提として体制を整えておくということは、この施設だけじゃないし、いろんなことで必要になってくるはずですから、しかもこの間、ご存じのように、1月と秋に能登であんなことが起こっているわけですから、そういうことが起こるという前提で話を進めていただきたいとは思っているところです。

緊急連絡体制に関しては、8の3の3ページのところに書かれています。ここを読む限り、今年の春段階では、緊急時の連絡体制はないというふうに読めるんです。ないというのは非常に不安なこととして、何かあったときに誰が責任持って誰に連絡をしてどういう対応を取るのかが決まっていないという話になりかねないので、これについても再度確認をお願いしたいと思っています。

公会計の関係なんだけれども、これは管理者の人事権に関わること

佐々木議員
つづき

かもしれないけれども、さっきおっしゃられたように、必ずしも会計のプロばかりがここに異動で来るわけじゃない。そのとおりでしょう。ただ一方で、今、公会計というのは、様々な財務諸表とかつくるというのは、もう全国的に展開をされているわけです。だから、本庁、つまり木津川市や精華町の本庁にいる職員への教育が一方で大事ですよ。そこで組織的、体系的な会計の知識を得られるような研修を一方でやる。できたら、そういう方向で、数少ない、事務局の人数はそんなに多いわけじゃないので、ここは、組合は。数少ないところには、そういったものを習得した方をできれば異動で来ていただくことをすれば、このお金を減らすことができますよね、恐らく。ですから、そういった意味で、本庁との関連で、できるだけコスト減にできるような、なおかつノウハウがちゃんと蓄積されるようなことをちょっと相談はしていただきたいというふうに思っているところです。

例月監査に関しては、できたらこれもまた協議させてもらいたいと思いますけれども、さっき申し上げたとおりですが、そういうデータに対しては共有をお願いしたいと思いますし、定期監査に関しては、ちょっとやっぱり、言い方悪いけれども、乱暴過ぎます。この定期監査の報告書というのは、さっき申し上げたように、決算審査とほぼ一緒ですよ、中身が。通常、いろんな自治体がやられている定期監査というのはテーマを決めているんですよ。だから、毎年全部のことをやれということじゃなくて、例えばある年度は、例えば残業に関してやるだとか、ある年度は随意契約に関してやるだとかいったようなテーマを決めて、一般的な財政決算審査ではなくて、どこかに注目をしてそこを集中的に調査をしながら、問題があれば指摘をするというのが定期監査ですから、こんな一般的な決算審査報告と読めるようなことを定期監査と言ってもらったら困るんですよ、それは。あまりにもちょっとそれは怠慢過ぎると思いますよ、会計管理者さん。ですから、そこはしっかりと、定期監査は定期監査でテーマを決めて、順番でもいいです。毎年同じことをやれとは言いません。それはしっかりと、それをやることによって牽制も働くし、また、担当職員の能力もつきますよね、そういう意味では。そういうことも含めて、ぜひとも定期監査に関しては、こんな乱暴なやり方をやめてほしいと思いますので、次年度以降はしっかりとお願いをしたいと思います。

分析委託は、さっきあったように、評価に関しては3年に1遍やるということで、またこれもしっかりと、できればこういったデータだけじゃなしに、データというか結果の数値だけじゃなしに、さっきあったような、例えば論評とか質が書かれているものについては、できるだけ、別に議会だけとは言いません、幅広い市民と共有することによって、さっきから出ているような啓発だとか、または市民のこの施設に対する理解が深まっていくことにつながっていきますので、それはできるだけオープンな、隠す情報じゃなければオープンな状態にしていきたいと思っています。

ちょっと1点、ちょっと齟齬があったのは、さっき申し上げた緊急点検というのは18ページにあるほうです、決算書の。だから、塵埃

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>処理費の中の18ページの真ん中ぐらいに16万円程度の緊急点検委託というのが出てくるんですよ。ほかの文書を読ませてもらうと、おおむね順調に処理しているというようなことが大体書かれているので、おおむねはそうだと思うんですけども、その中で、こんな緊急と出てくると、一体何が起こったんだという話になりますから、この18ページにある緊急点検というのは、一体いつ何が起こったのかということについては、お願いをしたいと思います。</p> <p>先ほど追加資料の点で申し上げましたけれども、未達は確かに本来的には、木津川市さん、精華町さんが、本体が努力をすべきはそのとおりやと思います。ただ、今日の資料を頂いて、若干感想的なものになりますけれども、下の下段にあるほうの、要するに組成分析に関して、木津川市と精華町で分類が違うんですね。分類が違うというと、比較衡量をしたり検討するときにはむちゃくちゃやりにくくなりますよね。これ何とかならないものですかね、やっぱり。別に従来の分類を没にせいとは言わないけれども、何か組合でいわゆる統一的な基準、右側にありますけれども、統一的な基準をつくりながら分析をするという、この右側にある組合の重量比、年4回というのは、これは木津川市や精華町は了解した上で、この左側にある2つの表の内訳を再編したものの数値という理解でいいのかどうかですよ。それができているんだったらいいんですけども、できてないんだったら、市町で分析、分類するときの数値を統一しないと、さっき申し上げたように、事務局もやりにくいし、私どももやりにくいんですよ、大体どこにどの原因があるのか分からなくなりますから。その点について、この市町の減量計画と本組合との関係性について、お互いが理解しやすいような状況をどうつくるかという点について、いかがでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご質問にご答弁させていただきます。</p> <p>まず、ご意見として承る部分については、ご答弁は控えさせていただきますが、ごみ処理単価の変動の理由、これにつきましては、打越のときはそんなになかったということですが、私どもの今の現状でいいますと、先ほど予算の際にも申し上げましたが、委託事業としまして維持管理業務というのを別業者をお願いをしているところでございます。これが、今、長期継続契約で5年間でさせていただいておりますが、これの年度間の変動が非常に今大きい時期でございまして、令和4年度と令和5年度を比較いたしますと、その維持管理費が約1億円、いわゆる機器類の点検の項目の差異であるとか、そういったことによって1億円減少しておりますので、もう一番大きな理由は、そこが大きな予算の動きとなりますので、これがごみ処理原価に反映される数字になりますので、そこが影響しているというところでございます。</p>

松井事務局長
つづき

それから、監視委員会の資料あるいは例月報告の資料、内訳の資料ですね、このあたり、また議運で話をしますという形でご提案もいただいておりますので、このあたりは、また議会として取り扱う場合は議会のほうで、いろいろと私どももご相談させていただきながら進められればなと思っております。

それから、奈良市との包括協定の関係について、災害時の個別の連携ということでございます。これもまた大きな話、長期的な話になるかもしれませんが、まず、災害時につきましては、最近、特にいろいろ研修なんかも行きますと、やはり大規模な災害になった場合は、我々市町単体ではなくて、ここであれば、この区域であれば、もう京都府が必ず動きます。京都府が動いた場合は、該当市町あるいは周辺市町の調整に京都府が責任を持って入るというお言葉もいただいておりますので、このあたりは、周りとやっていないからできへんということではなくて、やればそれにこしたことはないんですが、災害時の対応については、そういった広域連携の協力をいただける先もあるということで、今、私どもは理解をしております。

それから、決算の資料の8の2、環境監視委員会の関係のほかの組合との関係というところ、改めてご指摘をいただきました。ここも、改めてですけれども、参考資料の8の2の2ページ目の、恐らく、間違っていたら申し訳ございません。下のほうの段落のところかなと思うんですが、災害時における組合と構成市町の連携や組合の位置づけはどうなっているかと。これは、まず、市のほうの回答になりますが、計画は、木津川市の市の計画が構成市町間で差異のないように、また、可燃ごみ以外のし尿処理は別組合の相楽広域行政組合と連携を取っていきたいと。次のページ、3ページの一番上でございますが、私ども組合といたしましては、各自治体において策定されるものについて、その中で当センターで処理するものと位置づけられたものは、責任を持って請け負うというようなご回答をさせていただいておりますので、全体的な計画の中では、当然市が総合調整を図られて、そのうちで役割分担を受けたそれぞれの組合で適切に行っていくということは、しっかりと明記されているものかなと思っております。

それから、同じく災害時の連絡体制につきましては、すみません、ちょっと、ここがというのは見つけれなかったんですけども、これについてはもう、改めてですけれども、災害時に当然こちらのほうで連絡先が分からないとかそういった混乱に陥らないように、しっかりと事前に改めて確認をしていききたいというふうに考えております。

それから、公会計の対応につきましては、私のほうで答弁できる部分は限られておりますが、異動でうまく対応できればいいですが、市町のほうでも潤沢にそういった会計の知識にたけた者ばかりがおるということでもなく、その者がここへ派遣される条件に合うかどうかというのは、言わばなかなか厳しい条件をクリアしていかなければならないと思っておりますので、まずは、組合のほうでそういったもので何とかできないかというのを、今、鋭意できないかという努力はしておるんですが、現時点では、少しまだ安易な方法ではちょっとなかなか

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>か難しいということで、委託を続けておるところでございます。</p> <p>それから、定期監査につきまして、ちょっと言葉では、乱暴過ぎる、怠慢過ぎるというようなお言葉がございました。これにつきましては、定期監査の監査委員に係ることでもございますので、本日のご意見についてはお伝えさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、分析の結果につきましても、これもそうですね、議会のほうへ共有させていただくということでございましたら、これも年4回定期的に行っている分がございまして、それについては、失礼しました、これはこの後の評価の話ですね、評価につきましては、また、それもデータ等でお示しするものがございまして、同じく議会としてこれを定期的に求めるというようなことでお話がまとまりましたら、できる限りの対応はさせていただきたいなど。これも隠すものではないというところがございます。</p> <p>それから、緊急対応の予算につきましては、失礼をいたしました。改めてでございます。決算書に基づきまして16万4,450円の支出でございますが、先ほども申し上げましたが、私どもの計器の中で、何種類もいわゆる計器計測をする器械を持っておるんですが、その4種類の計測機器につきまして更正が必要ということで、その更正費用で16万4,450円の支出をいたしております。</p> <p>それから、市町の関係の中身で、今日、追加でお出しをさせていただきましたこの机上配付をしたこの一枚ものの資料のこの部分、下の部分のところでご指摘をいただいたかと思っております。</p> <p>まず、失礼いたしますが、この部分につきましては、私どものほうで当然作成をいたしました、市町のほうからいただける情報をいただいた中で作りましたが、この分類比はたまたま段は合っておりますが、分類比をどこかに合わせたものではなくて、それぞれの市町と我々組合のほうで整理をしているものをここにまず羅列で載せたということでございますので、中身の整理はした状態ではございません。それが必要であれば、また改めてさせていただくということになるかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>もう時間があれなんで、もうこれ以上は申し上げませんが、幾つか課題もありますし、さっきも一般質問で言わせてもらった情報共有、別にこれは議会だけじゃなしに市民との関係もありますので、この施設がしっかりと稼働して、市民の理解があって、なおかついろんな市民の協力を、例えば減量だとか分別だとかといったような協力を得ようと思った場合には、別に市町と組合で押しつけるという議論じゃなしに、お互いの立場でできる守備範囲でやっていくというのがやっぱり本来の姿だと思うので、できるだけたくさんの人に理解をしてもら</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>うようなデータとか、出し方もありますけれども、データというのはやっぱり共有をしていくという方向でちょっと積極的に検討をお願いしたいということは、一つ申し上げておきたいと思います。</p> <p>あとは、最後にありましたようなデータというか、その分類だとかいうのも、可能な限りみんなが一致して見られるのが一番よくて、評価もしやすいし、経年的な比較もしやすいですので、ぜひとも同じような処理をしている市町に関しては、市町の段階で独自の分類があるんだったらそれはそれでいいですけども、組合全体、共通分類というか、共通分類の仕方についてもちょっと鋭意努力されて、どこにごみの問題が存在するのかというのをしっかりとみんなが共通認識をする大事なデータになりますので、お願いをしておきたいと思います。</p> <p>あとの件は、先ほど申し上げたように、議運だとか、または個別相談をしながら、情報共有はお願いをしたいと思っています。</p> <p>取りあえず以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、歳入についての質問に移ります。</p> <p>歳入について質疑ございますか。</p> <p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>決算書9ページ、10ページの雑入、余剰電力の売電料3,266万2,796円と、監査報告書の10ページに、余剰電力量348万9,141キロワットアワーについてであります。</p> <p>発電量は、4年度より18万3,162キロワットアワー増加しているんですが、売ったお金、売電料は6万6,436円減っております。その売電価格の設定、これはどのように行われているのかご説明をいただきたい。1点目。</p> <p>もう一点は、決算書の23ページ、きづがわ維持管理基金、これは4,994万7,641円積み上げました。年度末に2億4,081万6,071円となりました。ここは取崩しがありませんので、年々増加をしているわけですけども、維持管理するための財源とされておりますが、具体的にどのようなことを今想定して、いつ頃、どの程度のお金を取り崩していこうと考えておられるのか。これはあくまでも想定ということになります。今のお考えをお聞かせください。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>

<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまの1点目、まず、売電料でございます。これの価格の設定でございますが、細かな部分はちょっとこの場での答弁は差し控えさせていただきますが、分類といたしましては、いわゆる夏場と、それ以外の季節、これによって単価が違います。それと、休日とか夜間帯、これも単価が違います。上下だけで言いますと、休日とか夜間の時間帯の売電単価というのは非常に、一番低価格になりまして、夏場、夏季の日中、この時間帯の売電価格というのは高く設定されているというような状況でございます。</p> <p>それから、維持管理基金の運用の関係でございますが、これにつきましては、一応目的といたしましては、ここの施設、いわゆるハードの部分ですね、この部分の修繕等につきまして、長く使っていこうとしますと、途中で大規模な改修でありますとか修繕というのが必要になってくるというのを見込んでおります。そういった場合につきましては、非常に多額の費用が発生してまいりますので、そういったときに、必要な予算は当然要求をするんですけれども、そういったときに市町の負担が急激にそれによって大きく増えないように、私どものほうで持っているこの基金を充てながら、市町の負担をできるだけ抑えていこうというような運用を考えてございます。ですので、今のところは、まだ施設、平成30年に稼働してから現在まででは大きな修繕というのは見込んでおりませんので、今、この基金を運用する考えはないんですが、例えば10年15年後あたりに、機器類に大きな不具合やあるいは基幹改良的なものが必要になった場合は、当然その予算を見込む中で、恐らくかなり高額な予算を要求することになると思いますので、この基金を活用しながら、できる限り市町の負担も抑えていきたいというふうに考えておるところですので、ちょっと今、いつ使うという見込みは具体的にはないです。</p> <p>ただ、余談ではございますが、当初の管理者からのご挨拶にもありましたように、本年度、この施設の、ここの本体ではないんですが、附属する排水施設に少し損傷が起きまして、この部分について修繕していこうと考えているんですが、突発的に少し多額な予算も見込まれる可能性もありますので、そういった場合も、急激に市町の負担が増えるようであれば、うまく活用していきたいなという思いは持っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>分かりました。</p> <p>1点目については、その時期によって、また曜日等によっても違うということですので、詳細な決算参考資料を入れていただいていますので、できましたら次年度には、そういったものも一つの参考資料に入るようでしたら、ちょっとお示しいただければ、この余剰電力の関</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>係がよく分かるかなというふうに思っておりますので、要望しておきます。 以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかに質疑ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は原案のとおり認定することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、認定第1号「令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。 暫時休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(13:07)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(13:20)</p> <p>それでは、再開させていただきます。</p> <p>次に、日程第7、議案第4号「木津川市精華町環境施設組合職員定数条例の一部改正について」を議題とします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第4号、木津川市精華町環境施設組合職員定数条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。 地方自治法第138条第6項及び第200条第6項、地方公務員法第12条第9項の規定により、議会、監査委員及び公平委員会の職員の定数を定めるため、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p>

森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。 宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	附則の施行日ですが、令和7年1月1日とした理由は何なのか。改正案が可決したら、その後、できるだけ速やかに施行したらいいのではないかというふうに思うんですが、1月1日の根拠、すみません。
森田議長	事務局、どうぞ。
松井事務局長	この施行日の根拠でございますが、今、議員おっしゃっていただいたように、決まりましたら速やかに行うこととさせていただきます。 ただ、これにつきましては当然それぞれの人事の調整と、それからそれぞれの各長からの任免という手続が必要になりますので、それを遅滞なく速やかに行えるものとして1月1日とさせていただいたところでございます。 以上でございます。
森田議長	ほか。 佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	以前から、議会事務局設置条例とか監査事務局設置条例を求めていたわけですが、今回はそれはなくて、定数の改正だと。だから、一步前進だとは思いますが、今、局長から話があった、宮嶋さんに対する、任命というのは、議長任命なんですか、この場合。 議会事務局設置条例がない中で、議長が、兼務としても自分のところの議会の事務局員として2人を任命するということができるのかどうかですね。それも含めて、本来、設置条例があって、しっかりと、要するに併任辞令になりますね。行政職員であると同時に議会事務局員だという併任辞令になるんだけれども、そのほうがふさわしいと思うんだけれども、今回、そういった設置条例をせずに、この状態でやったという、ちょっと理由とか、またはメリット、デメリットについてお伺いしたいと思います。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	ただいまの件につきまして、まず、職員を兼務させることにつきましては、先ほどの佐々木議員の一般質問のときの答弁で、管理者のほ

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>うからもあったかと存じます。それで、その任免がそれぞれの長と、私が申し上げた分につきまして、それぞれあるんですが、議会を例に取りますと、自治法の第138条、各項の条項によりますが、事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記、その他の職員を置く規定がございます。その次の項で、事務局長、書記長、書記、その他の職員は、議長がこれを任免するとございますので、事務局を置かない場合でも、例えばですが、書記長、書記、その他の職員を置く場合に議長が任免というのは、この法の規定どおりかなというふうに考えてございます。</p> <p>メリット、デメリットという部分につきましては、これまでの検討の中で、昨年1年間をかけて体制も変えて、我々のほうで検討してきた結果という形でございますので、本日はこのようなご提案に至ったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>分かりました。</p> <p>その点は、138条の規定は知っているんですけども、議長が任命となった場合に、議長権限ではあるけれども、あるけれども、一定議会人事なわけですよ。議会人事に関しては、いろんな説があって、必ずしも法令上は明確になってはいないけれども、議長が任命辞令を出す場合というのは、議会内の同意というか協議というのは、想定がされているんでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>今日この場でのご答弁といたしましては、議会での協議も、その中については行ってはおりませんので、私どもの考えといたしましては、この議案をご議決いただいて1月1日に施行するとなれば、順序としては、人事異動の関係でございますので、事前に内示というような形で議員の皆様には議会関係周知をさせていただいた上で、そこまでのご相談は議長とさせていただくというふうに、今は考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、議案第4号「木津川市精華町環境施設組合職員定数条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第5号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第5号、木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。 会計年度任用職員の給料について、正職員の給料改定及び近隣市町村との給与水準の均衡を保つため、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。 宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>これ、昨年と同議案のときにも答弁がありました。確認ですが、現在、会計年度任用職員さん、この組合にはおられないということよろしいでしょうか。 それと今後、採用予定があるのかどうかについてお聞きをします。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>本日現在、今、当組合において会計年度任用職員の採用はございません。</p> <p>近く、そういった採用の予定もございません。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>ほか、ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>他に質問がなければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第5号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者、どうぞ。</p>
谷口管理者	<p>議案第6号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>令和6年8月8日に人事院から、一般職の国家公務員の給与について勧告が行われたところであり、これを受けて、木津川市精華町環境施設組合においても人事院勧告に基づいた給与改定等を実施するため、関連する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p>

森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	宮嶋です。 今回の職員給与条例の一部改正に該当する職員が何人おられるのか、そのうち再任用職員は何人か。これが1つ目。 2つ目は、組合との協議が行われたのか、また、その結果はどうであったか。 それから、3点目は、今日この条例の一部改正が成立しましたら、どのような日程で差額等の支給を予定しているのかについてお答えください。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	ただいまのご質問、まず1点目、この条例改正に当たる職員、今現在の職員は、組合事務局長以下13名おまして、13名全てが対象となっております。うち、再任用につきましては、令和6年4月1日現在で3名、再任用職員となっておりますので、その3人は再任用対応という形になります。 それから、職員組合の協議でございますが、職員組合には事前に話を申し上げまして、既にこの内容にてご納得と、妥結という形になってございます。 それから、今後のスケジュールでございますが、まず、この給与分につきましては4月の遡及。 大変失礼いたしました。答弁のほう変えさせていただきます。私どものほうで、今、令和6年4月1日、1点目の部分です。再任用職員さんの部分です。再任用職員につきましては、対象者は2人でございます。もう一人は定年延長の対象者でございます。大変失礼をいたしました。改めて申し上げます。13人職員がおまして、うち2名が再任用、うち1名が定年延長でございます。失礼をいたしました。 今後の日程でございますが、この給料分等につきましては4月への遡及措置ということになりますので、速やかにその差額分をお支払いしていきたいと。期末勤勉手当につきましては12月分、議案の後ろ、参考資料としておつけしている表がございますが、12月期で調整をしていきたいというふうに考えてございます。 以上でございます。
森田議長	いいですか。 ほか、質疑ございますか。

森田議長
つづき

(なしの声)

なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論ございますか。

(なしの声)

討論なしと認めます。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

ありがとうございます。
起立全員であります。
したがって、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申請書の写しのとおり閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定をいたしました。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

慎重なるご審議を賜り、大変ご苦労さまでした。

これをもちまして、令和6年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(13:35)

この議事録の記載は、適正と認めここに署名する

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____